

第一回國會 運輸及び交通委員會會議錄第四十二号

昭和二十二年十二月六日(土曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 佐伯 宗義君

井谷 正吉君

重井 鹿治君

館 俊三君

堀川 泰平君

山崎 岩男君

岡村利右衛門君

飯田 義茂君

前田 正男君

出席國務大臣

運輸大臣 北村德太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 有田 喜一君

運輸事務官 牛島 辰彌君

委員外の出席者

議員 伊藤 郷一君

議員 坂東幸太郎君

議員 寺本 齊君

議員 足立 梅市君

運輸事務官 川村 二郎君

運輸事務官 大見 正雄君

專門調査員 岩村 勝君

專門調査員 堀 成威君

十二月五日

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四七號)

の審査を本委員會に付託された。

十二月五日

水澤・花泉間及び高田・瑞山間國營

バス運輸開始の請願(淺利三朗君外三名紹介)(第一三五〇號)

中込、高崎間鐵道敷設の請願(井出一太郎君外二名紹介)(第一三六一號)

三田山崎町間省營自動車開設に關する陳情(兵庫縣加東郡上福田村長大西龜太郎外十四名)(第六〇五號)

奥羽本線神町米澤間並びに仙山線仙臺山形間の電化に關する陳情(山形縣議會議長加藤富之助)(第六三四號)

九・四連絡航路に對し民營事業強化に關する陳情(愛媛縣南宇和郡西外海村長藤原勘一外六名)(第七〇七號)

本日の會議に付した事件

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四七號)

一 海運國家管理法制定に關する請願(正木清君紹介)(第二七號)

二 長岡鐵道敷設に關する請願(清澤俊英君外三名紹介)(第四九號)

三 人吉市より三路線に國營バス運輸開始の請願(福永一臣君紹介)(第五九號)

四 要田村に停車場設置の請願(山下春江君紹介)(第六三號)

五 鐵道運賃値上を國會に付議その他に關する請願(相馬助治君紹介)(第六四號)

六 濱田、今福間鐵道速成の請願(木村小左衛門君外三名紹介)(第六五號)

七 南廣信號所を一般驛に昇格の請願(世耕弘一君紹介)(第六七號)

八 三國線を三國港まで運輸延長の請願(坪川信三君紹介)(第七四號)

九 大野、白鳥間國營自動車運輸開始の請願(長谷川政友君外一名紹介)(第八四號)

一〇 浦幌、本別間國營バス運輸開始の請願(森三樹二君紹介)(第九八號)

一一 山陰線經由東京、下關間直通列車運輸の請願(庄司喜男君外三名紹介)(第一九〇號)

一二 新庄より金山・眞室川・酒田・余目・清川・八向を経て新庄に通ずる國營トラック運輸開始の請願(岡安正君紹介)(第二〇〇號)

一三 木原線全通工事施行促進の請願(片岡伊三郎君紹介)(第二二七號)

一四 舊鶴見臨港鐵道外三鐵道拂下に關する請願(金光義邦君外二名紹介)(第二三〇號)

一五 大垣、垂井兩驛間に簡易停車場設置の請願(武藤嘉一君紹介)(第二三三號)

一六 柏崎驛附近鴻川鐵橋等の徑間擴張工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二六四號)

一七 山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願(庄司喜男君外三名紹介)(第二六七號)

一八 鐵道運賃の學生優待に關する請願(佐々木更三君紹介)(第二六八號)

一九 幸崎、中判田兩驛間に國營自動車運輸開始の請願(安田幹太君紹介)(第二七三號)

二〇 博多、壹岐對馬間國營連絡航路開設の請願(本田英作君外一名紹介)(第二八二號)

二一 鐵道運賃の學生優待に關する請願(正木清君紹介)(第三〇七號)

二二 愛宕簡易停車場を一般驛に昇格の請願(伊藤郷一君紹介)(第三一七號)

二三 足寄、阿寒湖間國營バス運輸開始の請願(伊藤郷一君紹介)(第三一八號)

二四 北陸線電化促進の請願(坪川信三君外二名紹介)(第三二六號)

二五 松戸、水戸間電化促進の請願(原藤君外二名紹介)(第三二七號)

二六 納田、鶴ヶ岡間の道路を國營バス運行路線に認定の請願(坪川信三君紹介)(第三三〇號)

二七 淺小倉鐵道拂下に關する請願(長尾達生君外一名紹介)(第三三八號)

二八 松戸、水戸間電化促進の請願(原藤君外九名紹介)(第三三九號)

二九 鐵道運賃の學生優待に關する請願(松本淳造君紹介)(第三四〇號)

三〇 連合軍の拂下げ自動車による國營自動車運賃に關する請願(堀川泰平君紹介)(第三六一號)

三一 天鹽沿岸鐵道速成の請願(坂東幸太郎君紹介)(第三六七號)

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議錄第四十二号 昭和二十二年十二月六日

始の請願(瀬上房太郎君紹介)(第三七〇號) 三三 松本よりの二路線に、明科よりの二路線に、及び山清路・上田間に國營バス運輸開始の請願(増田甲子七君紹介)(第三七七號) 三四 大糸線全通促進の請願(増田甲子七君紹介)(第九三二號) 三五 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願(増田甲子七君紹介)(第九三九號) 三六 常野線を水戸まで延長の請願(葉梨新五郎君紹介)(第九七二號) 三七 水戸・波崎間並びに鹿島・佐原間國營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎君紹介)(第九七五號) 三八 常野線を水戸まで延長の請願(葉梨新五郎君紹介)(第一〇〇八號) 三九 水戸・波崎間並びに鹿島・佐原間國營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎君紹介)(第一〇〇九號) 四〇 水戸・波崎間並びに鹿島・佐原間國營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎君紹介)(第一〇一六號) 四一 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願(増田甲子七君紹介)(第一〇五二號)	(片岡伊三郎君外二名紹介)(第一二二八號) 四六 東川大手村花見に停車場設置の請願(増田甲子七君紹介)(第一二二〇號) 四七 三笠町彌生に停車場設置の請願(岡田春夫君紹介)(第一二三一號) 四八 佐原、山倉間國營バス運輸開始の請願(寺島隆太郎君紹介)(第一二四二號) 四九 金石線全通促進の請願外二件(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二四六號) 五〇 大綱、佐伯兩驛間に國營バス運輸開始の請願(梅林時雄君紹介)(第一二五〇號) 五一 古舘、瀧ノ上間鐵道敷設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一二五九號) 五二 東鹽尻信號所を二般驛に昇格の請願(増田甲子七君紹介)(第一二六〇號) 五三 大糸線全通促進の請願(増田甲子七君紹介)(第一二六二號) 五四 瑞浪、深澤間鐵道敷設の請願(長谷川俊一君紹介)(第一二六三號)	間及び鹽尻・長野間電化促進の請願外一件(増田甲子七君紹介)(第一三一五號) 六〇 荒尾市増永に停車場設置の請願(寺本齊君外一名紹介)(第一三二九號) 六一 右左府、御影間鐵道敷設の請願(山中日露史君外三名紹介)(第一三三四號) 六二 網代驛の驛名變更反對の請願(足立梅市君紹介)(第一三三九號) 實地調査委員報告の件 ○正木委員長 會議を開きます。 昨五日本委員会に付託されました船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府よりその提案理由の説明を聴取します。	間及び鹽尻・長野間電化促進の請願外一件(増田甲子七君紹介)(第一三一五號) 六〇 荒尾市増永に停車場設置の請願(寺本齊君外一名紹介)(第一三二九號) 六一 右左府、御影間鐵道敷設の請願(山中日露史君外三名紹介)(第一三三四號) 六二 網代驛の驛名變更反對の請願(足立梅市君紹介)(第一三三九號) 實地調査委員報告の件 ○正木委員長 會議を開きます。 昨五日本委員会に付託されました船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府よりその提案理由の説明を聴取します。	要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第十二條第一項の次に次の一項を加える。 管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ爲サシムルコトヲ得 第十四條中「勅令」を「政令」に改める。 第十七條中「百圓以上二千圓を」 第十八條中「百圓以上二千圓を」 第十九條中「改め、同條第一號中「船舶検査證書」の上に「命令ノ定ムル場合ヲ除キ」を加える。 第二十一條中「五百圓を」千圓に改める。 第二十一條ノ二 船舶所有者又ハ船長第十二條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス 第二十二條中「五百圓を」千圓に改める。 第二十四條ノ二 第十條第二項、第十條ノ三及第二十八條ノ規定スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得 罰金ハ五千圓以下ノ罰金トス 第二十五條中「道府縣」を「都道府縣」に改める。 第二十七條第一項中「勅令」を「政令」に改め、同條第二項を削る。
四二 大糸線全通促進の請願(増田甲子七君紹介)(第一〇六五號) 四三 大綱、鹽尻間國營バス運輸開始の請願(高倉定助君紹介)(第一一七六號) 四四 長野原、堀内間鐵道敷設の請願(中曾根康弘君外一名紹介)(第一一八九號) 四五 千葉、成東間電化促進の請願	五五 金石線全通促進の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二七〇號) 五六 大澤假停車場昇格の請願(神山榮一君紹介)(第一二八五號) 五七 富山港線拂下に關する請願(鍛冶良作君紹介)(第一三〇五號) 五八 大糸線全通促進の請願外一件(増田甲子七君紹介)(第一三一四號) 五九 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋	間及び鹽尻・長野間電化促進の請願外一件(増田甲子七君紹介)(第一三一五號) 六〇 荒尾市増永に停車場設置の請願(寺本齊君外一名紹介)(第一三二九號) 六一 右左府、御影間鐵道敷設の請願(山中日露史君外三名紹介)(第一三三四號) 六二 網代驛の驛名變更反對の請願(足立梅市君紹介)(第一三三九號) 實地調査委員報告の件 ○正木委員長 會議を開きます。 昨五日本委員会に付託されました船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府よりその提案理由の説明を聴取します。	間及び鹽尻・長野間電化促進の請願外一件(増田甲子七君紹介)(第一三一五號) 六〇 荒尾市増永に停車場設置の請願(寺本齊君外一名紹介)(第一三二九號) 六一 右左府、御影間鐵道敷設の請願(山中日露史君外三名紹介)(第一三三四號) 六二 網代驛の驛名變更反對の請願(足立梅市君紹介)(第一三三九號) 實地調査委員報告の件 ○正木委員長 會議を開きます。 昨五日本委員会に付託されました船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府よりその提案理由の説明を聴取します。	要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第十二條第一項の次に次の一項を加える。 管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ爲サシムルコトヲ得 第十四條中「勅令」を「政令」に改める。 第十七條中「百圓以上二千圓を」 第十八條中「百圓以上二千圓を」 第十九條中「改め、同條第一號中「船舶検査證書」の上に「命令ノ定ムル場合ヲ除キ」を加える。 第二十一條中「五百圓を」千圓に改める。 第二十一條ノ二 船舶所有者又ハ船長第十二條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス 第二十二條中「五百圓を」千圓に改める。 第二十四條ノ二 第十條第二項、第十條ノ三及第二十八條ノ規定スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得 罰金ハ五千圓以下ノ罰金トス 第二十五條中「道府縣」を「都道府縣」に改める。 第二十七條第一項中「勅令」を「政令」に改め、同條第二項を削る。

第二十九條中「地方長官」を「都道府縣知事に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

○有田政府委員 それでは私から船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案の提案の理由について御説明申し上げたいと思います。

舊憲法のもとにおきましては、いわゆる警察命令といったしまして、法律の委任に基かないで、命令をもつて獨立に國民の權利を制限し、義務を課することができたのでありまして、また罰則につきましては明治二十三年法律第八十四號「命令ノ條違反ニ關スル罰則ノ件、」という法律の委任に基きまして、特定範圍の科罰を命令をもつて規定しておたのであります。これらの命令はそれ／＼新憲法の施行とともに、ただちにかつ當然にその效力を失うべきはずのところ、一般的経過措置として本年四月法律第七十二號日本國憲法施行の際、現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律によりまして、本年十二月末日まで法律と同じの效力を有するものとして存続するものとせられておるのであります。ところで船舶法及び船舶安全法の關係省令の中には、右に該當する條項が相當ございますが、いろいろと検討の結果、これらはいずれも明年一月一日以降におきましても存続せしめる必要がありまゝるので、これらを法律に直接規定し、または法律に委任の根據を設ける等の措置を講ずることいたしました。これがこの法律案を提出するおもなる理由であります。なおこれを機會

に現下の經濟事情等に鑑みまして、罰則のうちで財産刑の限度を引上げる必要があるのであります。また舊刑法または舊地方罰當時の條文の字句を改めることといたしたいと思つております。これがこの法律の改正の要點でございます。以上簡単にこの改正法律案の提案理由を御説明申し上げました。會期切迫の折柄ではありまするが、ただいま申し上げました通り、この改正法律は明年一月一日から施行する必要があるものでございまして、どうか速やかに御審議の上、御可決あらんことを念願してやまない次第でございます。

○正木委員長 これより質疑にはいります。質疑はこれを許します。――ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○正木委員長 速記を始めてください。

○内海委員 ただいま懇談の形式で承つたのですが、罰金の規定は、經濟界あるいはやみ値等を考へられて、そして法律としてこれをきめるというのであります。大體政府のやり方は罰金税といつたような、むしろ罰金をもつて税と考へているような傾向があるやうであります。健全財政と言つておりますけれども、一方の農業生産調整法のごとき、一萬圓以下の罰金に處するなといつたような規定を設けて、そして政府の財源にあてているというやうな傾向がずいぶんあります。ただいまの御説明によると、二十五圓以下の罰金に處するといふのを、一躍一萬圓以下の罰金に上げる、その法的根據としては、やみや現在の經濟界の情勢に應じてやるのだというやうなことは、あまりにもこれは立案の基礎として當を得ないと思ひます。あまりにも杜撰じゃないかと思ひます。いやしくも法律としてきめてこれを國民全體に強いようとするならば、もつと根據あることになければならぬと思つております。が、この點に對して政府の詳細なる御説明を承りたい。

○有田政府委員 實は罰金の問題につきましては、われ／＼は經濟界の最近の物價騰貴という點についてはもちろん考慮いたしておりますが、やみとか何とかいうことに對しましては全然さういふことは考へておらないのであります。御承知の通り船舶法というものは、いづい／＼古い法律でございます。最近の公定價格の値上りを見ましても四十倍あるいは五十倍といふことはざらにあるのであります。この罰金は十倍、最高のものが四十倍といふやうなことを考へていたのであります。決してわれ／＼は今日の物價の情勢に鑑みましてこの罰金をもつて高いとは考へておらないのであります。ましてや政府が罰金をもつて歳入財源に考へてゐるというやうなことは絶対にないのであります。われ／＼はこの法の勵行、法治國として法律を遵守する、それについてはやはり相當の罰金をもつて臨まない、圓滑にこれが遂行できない、こゝろの見地からこの罰金を定めて、政府といたしましてはこれをもつて不當とは考へていない次第であります。どうかあしからず御了承願ひます。

○内海委員 經濟界のそのとき／＼の動きによつて罰金の範圍をきめるといふことは、どうもただいまの説明に承服できないのであります。そなたであれば、ひとり船舶法のみでなく、刑法

においても、その他の法令においても、この罰金の額をみな釣り上げていかなければならぬ結果になるかと思つております。經濟界の動きにとらみ合せて、こゝろいふやうな、しかも四十倍もの多額の罰金を科するといふことは、どうしても私は承服できないのであります。もう一遍この點について政府委員の御答辯をいただきたいと思ひます。

○有田政府委員 實は罰則の問題は司法省とわれ／＼と連絡をとつてやつてゐるのであります。司法省の見解によりますと、最近の法律につきましては、ほとんど一様に一萬圓を限度といひますが、最高としてやつてゐる、その一般の法律改正の趣旨をくみましてかやうに考へたのであります。

なお一つ誤解があるやうでございますが、この二十一條の千圓以下の罰金、この罰金は實は「前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」といひまして、命令によつて罰則規定を設けることになつておる。ただ法律には命令に委任しておるのだが、その罰金は千圓を超えてはいかぬと法律によつて制限されているのであります。この點は命令において適當に措置するといふので最高を、法律で抑えて、二十條以下は法律によつて一萬圓以下といふことになつておまして、その裁判の認定によつていかにするかといふことをきめる。二十一條の方では省令によつてきめる、しかしそれは法律によつて、千圓を超えてはいかぬといふ制限を受けておる。かやうに考へておるのであります。

○内海委員 そうしますと、こゝろいふやうに考へてよろしいでしょうか。もしも物價が下落した場合には、またこの罰金の額を改正する御意思があるものでありますか。

○有田政府委員 その問題はおそらく司法當局におきまして全般的な問題としてお考へになることと思ひますが、私の見解といたしましては、もちろん非常なる經濟界の變動があるならばともかくとして、普通の場合には最高限をきめておるだけでございますので、おそれるそのときの認定によりまして、以下でございまして、過大に失しないやうに、一方において法律の遂行の圓滿を期していつて、適當な罰金刑が科されるものと私は了解いたしております。

○高橋(英)委員 私も内海君と同様な見解をもつておるのですが、經濟界の變動で罰則の金額が常に變動するといふことになると、これは刑罰の本質に反することになるのであつて、ただ經濟界の著しい變動が、ある程度罰金の額に、刑罰の輕重に影響しないでもないと思ひますけれども、今日のような混亂時代において、ただちにこの混亂時代の經濟界の尺度をもつて刑罰の標準とするといふことはどうかと思つてあります。殊にこの刑罰は、要するに手續違反的のものであつて、なるべくこれは形式的な刑罰でよいのではな

いかと思つております。現に新しい刑法の改正案でも、一萬圓以下といふやうな罰金はおそらくないと思つて、將來根本的に刑法が改正された場合においては、あるいはさういふ金額になるかもしれないが、現在のところはさういふことはないのであります。従つて何もこゝろいふ形式的な手續違反的なものに對してさう新しい罰則のさ

きかけをして高額の罰金刑に改正する
というのには私どもはどうかと思うので
あります。なお二十一條の命令であら
ためて罰則がつくられることになつて
はおりまされども、しかし結局は根
本法が千圓以下ということになつてお
るのであつて、千圓とれることになつ
ておるのでありますから、命令におい
てやはり千圓以下ということにやり得
るのであります。これは今の長官の
御説明は、こういう問題に對する本質
的な説明にはならないと思ふのです。

法律の適用はむろん情狀によつて、必
ずしも最高刑を科すべきものではない
し、いろいろそのときに臨機應變の、
最も妥當な判決があるはずであります
けれども、いさしくもこれ以上の刑罰
を科してはいけない、これ以下の刑罰
を科してはならないという刑罰の尺度
を定めます以上は、どうしてもその
尺度を定めることが問題になるのであ
りますから、千圓という最高額をここ
に規定するのが適當であるかどうかと
いうことをむろん問題にしなければな
らないのであります。必ずしも千圓
科するのではないからという、運営の
面における問題によつてこの問題を解
決しようということになれば、すべて

の刑罰なんか、死刑以下ということに
しておつても、死刑にすることはな
いのであります。死にやうになるのす
から、それはちよつと本質的な説明に
ならないと思ふのです。そういう意味
においていさしく罰金額を減刑され
る意思はないかどうか、絶對的なもの
であるかどうか、その點お伺ひいた
いと思ふ。

○有田政府委員 最近の法律による罰
金刑につきましては、おそらく私より

も皆さんの方がよく御承知だと思いま
すが、私の記憶するところにおいて誤
りなかりせば、最近の法律の、かよう
な程度の罰金刑というものは、おそら
く全部一様に一萬圓以下ということに
相なつておるやうに記憶しておるので
あります。ましてや船舶法は明治當時
にできた法律でありまして、決して
この罰金をもつて私は過大とは考へて
おらないのであります。

○前田(部)委員 ちよつとお尋ねいた
しますが、船舶を没收するというお話
ですが、船舶を沒收するということは
たいへん重大なことでありまして、こ
の書類を拜見しますとどこにも第三條
の規定が書いてないのであります。ま
その内容がはつきりわからないのであ
りますから、一應この三條の規定を御
説明願ひたいと思ひます。

○大見説明員 第三條は先ほどお讀み
いたしましたけれども、一般に外國船
がわが國にはいりますのは特定の開
港場でない限り入港できないことにな
つており、日本船舶だけははずれの港
にもはいり得ることになつておりま
す。そこで船舶法上、日本船舶とされ
ていない船が不開港場に寄港すること
は一般的には禁止されておりました。

特定の場面にだけ許されているという
のが現在の制度であります。しかしそ
の條を冒して日本船舶でない船舶が不
開港場に寄港した場合に所定の罰則を
科するというのが第三條の規定の内容
でございます。

○内海委員 罰金刑の増額につきまし
て先ほど有田長官の御説明がありまし
たが、日本の經濟界の現状を見て、省
令事項に屬する二十五圓以下の罰金を
一千圓にすることは差支えない。また

二十二條の規定を見ますと、これはま
た二千圓以下の罰金というものを一萬
圓に上げておる。すべてがこの率によ
つて罰金刑が増額されておるのであり
ます。現在の日本のことき經濟界から
見れば、このくらいなことは何でもな
いとおつしやるのであります。政府
は大體において官公吏に對し千八百圓
ペーを堅持されておる。千八百圓で
一箇月とにかく生活ができるものであ
るということをお認めしておる。しかるに
一萬圓以下の罰金は決して重くないと
いうがごときことは、現在の日本の經
濟界の事情とにらみ合つて政府がと
つておられる政策と、この罰金刑とが
非常に開きがあるやうに考へられます
が、この點についても一度確信のあ
る御答辭を望むものであります。

○田中(源)政府委員 お答えいたしま
す。先ほど海運總局長よりお答えい
たしましたことについて、今日の日本
の經濟においては罰金刑の増額はこの
程度が妥當であるということについて
の御質問ですが、それは要するに今内
海委員のお述べになりましたことは、
現在の國民生活の限度において刑罰の
量は異なるべきだといふやうに解釋い
たのであります。量刑の問題と國民
生活の問題とは、あるいは御説のごと
く關連を有しておる點もございませ
うが、おのずから法には法の建前がござ
いまして、單に國民經濟の面をもつて
のみ刑の量定をいたすというわけのも
のではないのであります。従つて今の
面から考へてみます場合には、千八
百圓ペーを政府は堅持しておるか
ら、この罰金の面において一萬圓に改
めるといふことについて考へてみます
ならば、この量の面から言つて私は決

して當座は不當でないと思へておるの
であります。従つてこれは申すまでも
なく、貨幣の金額の面から考へて、
物の價值量の面から考へてみまして、
物價指數の上において、今後の經濟上
において當然これくらいいゝわゆる罰
金を引上げるということについては何
ら私どもは差支えない、そういう觀點
に立つておりますので、その邊を御了
承願ひますれば、おのずから判明して
いくのではなからうかと存じます。

○内海委員 ただいま田中政務次官か
らの御説明でありましたが、先刻有田長
官の御説明では日本の現下の經濟界が
こうであるから、かく罰金刑を増額し
たものという説明であつたので、それ
についての確信を承つたやうなわけ
で、ただいまの田中政務次官の御答辭
とはまた全然別な意味で御質問してお
つたものでありますから、どうぞその點を御
了承願ひつて、もう一遍有田長官の御説
明を承りたいと思ひます。

○有田政府委員 この罰金の金額を引
上げましたことにつきまして、私は今
日の貨幣價值の點から申しまして、二
千圓といふことは低きに過ぎるとい
ふことを申し上げた。しかしこれが千八
百圓ペーとさかそういふものと關連が
あるといふやうな考へではないのであ
ります。やはり刑は刑の量定という
見地から臨むべきである。こういう見
解から言つておる。ただ先ほど申し上げ
ますやうに、船舶法は明治時代の法律
であります。その當時において二百圓
以上二千圓といふことは、おそらくそ
の當時の貨幣價值から言へば相當の重
い負擔だつたと思ふ。今日の貨幣價值
から比べまして、一萬圓といふことは
それほど高きに失しないといふことは

御説明を申したのであります。その點
をお含み願ひたいと思ひます。

○正木委員長 この程度で質疑は終了
するに、御異議はありませんか。――
異議がなければ、本法案に對する質疑
は終了いたします。

これより討論に入るのであります
が、この際討論を省略してただちに採
決いたします差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○正木委員長 それではこれより採決
にはいります。原案に賛成の諸君の起
立を願ひます。

〔議員起立〕
○正木委員長 起立總員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

なお衆議院規則第八十六條による報
告書作成の件は委員長一任に御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○正木委員長 ではさうにいたしま
す。

なお法律中に若干字句の誤謬がある
そうでありますから、字句の修正は委
員長に御一任を願ひたいと思ひます、
いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○正木委員長 これより諸願の審査に
はいりますが、その議決は後日に譲り
ます。日程の順序を變更して日程第三
一、天鹽沿岸鐵道連成の請願、坂東幸
太郎君紹介、文書表番號三六七號を議
題といたします。坂東幸太郎君。

○坂東幸太郎君 日程三一の請願の要
旨は、北海道前郡羽幌町築別より同
郡初山別村を経て天鹽郡遠別村に至る
鐵道發定線は、昭和十二年より五箇年
計畫で完成の豫定であつたが、未完成
のまま今日に及んでゐる。ついでには同

[992]

す等、北海道開發上の緊要なる路線でありまして、現に北海道廳は天塩國古前郡古前村より同國上川郡士別町に至る既成道路九十二キロを、國費支辨二級十二號道路と決定しています。かように本路線は北海道官民ともに熱望するところでありまして、帝國議會もまたこれを認め、數次の請願はことごとく採擇せられ、政府においてもその敷設を必要なりとして、昭和四年第五十六議會に主別、似峽(士別、瀧ノ上間の一部)並びに主別、瀧牛内間鐵道を敷設法中に加ふるの提案がありまして、衆議院において可決され、さらに昭和二十年十月士別、似峽間の豫定線實測を了せられる等、從來の沿革を見ましても、本路線の重要性を實證するものであることを信じます。戦後の今日にあつては、過剰人口の消化、復興建設の資材採掘、海陸食糧増産などの見地から、資源に富み、人口稀薄な本横斷線完成は、ただに地方の福祉を増進するのみでなく、新日本再建に裨益するところが大であることを確信いたします。願くは事情御察の上、本鐵道の敷設速成に對し特に御高配を賜りますようお願いいたします。

○田中(源)政府委員 苦前、瀧ノ上間鐵道敷設の點、ただいま請願要旨としてお述べになつたより経過をたどつてきています實態でございます。昭和四年三月には、第五十六議會においてそれが追加豫定線として主別、似峽間を出したのでございますが、審議未了となつたような關係もござります。ただいま請願要旨をお述べになりました通りに、この地方の實情は、廣大な農耕地もあり、大森林地帯もございま

して、これが開發をいたしますなら、相當の森林資源及び食糧増産の面にも寄與いたすことと存じますが、何分この地域内におきましては地形的に鐵道建設の上に非常に困難なる點がござります。従つてこれが現在のところ、財政及び資材の面におきましては、どういふ請願の要旨におきたえ得ない實態に今日ござりますので、請願の要旨にござります通りに、將來におきましてはできるだけ財政と豫算の面が許されるにおきまして、請願の趣旨に副いたいと考えているような次第でございます。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。――質疑がなければ、午前の會議はこの程度にし、午後は一時より再開いたします。それまで暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時二十六分開議
○正木委員長 再開いたします。休憩前に引續き請願の審査をいたします。日程第一、舊鶴見臨港鐵道はか三鐵道拂下に関する請願、金光義邦君ほか二名紹介、文書表第三〇號。日程二、舊小倉鐵道拂下に関する請願、長尾達生君ほか二名紹介、文書表第三三八號を一括上程いたします。代理説明者井谷正吉君。

○井谷委員 舊鶴見臨港鐵道はか三鐵道拂下に関する請願の要旨を申し上げます。國鐵鶴見線、南武線、青梅線及び五日市線は、元來地方鐵道として、鶴見臨港鐵道、南武鐵道、舊青梅電氣鐵道及び舊奥多摩電氣鐵道の四會社が經營して、地方交通産業上大なる貢獻をしてきたのであるが、今次戦争

の末期に戰時輸送力強化のため、戰時的緊急措置として政府に買収されたものである。しかるに終戦後國有として經營する必要の解消した今日、鐵道國有法の精神及び沿線市町村民の希望に従い、前記鐵道を舊經營各會社に拂い下げられたというのであります。

○田中(源)政府委員 今御提案になりました各案の請願の要旨を拜承いたしました。舊鶴見鐵道はか三線、その他舊小倉鐵道等、一般の當請願委員會に關する鐵道拂下問題は、戰時中は戰時統制の目的をもつて買収をいたしましたのであるから、この際拂下げをしてくれということが、各方面から請願と同様陳情も出ていような次第であります。政府におきましては、戰時中それぞれ買収いたしました各路線とも、國家産業の進展並びに交通經濟の觀點から、缺くべからざる鐵道としてこれを買収したものでありまして、今日これらの各路線は國鐵の一部として輸送上の重要な役割を果しておるのであります。今後においてもさらに現在の各路線とも強化いたしましたの擴大了いと思つておるのであります。まして、これらのすべての路線に對しましては拂下げをしないという方針に決定をいたしましたのでござります。

な國鐵従業員、すなわちこれらの拂下申請路線に従事したしております従業員から、今後の運賃に對しては現在通り國營をもつていたされたいという強い反對の陳情も受取つておるのであります。私も、私どもがもしこれを民間に拂下げいたしました場合に、はたして今日の資材並びに財政等を勘案いたしますと、請願要旨のごとくに今後の輸送力増強に差支えなく行くかというこ

とは疑問であると考えております。各般の情勢から勘案いたして、ただいま申し上げた通りに、運輸省といたしましてはこれら拂下申請全體にわたりますして、今日は現行通り國營にしていくな方針をとつていられるわけであります。

○井谷委員 舊小倉鐵道拂下に関する請願の要旨を申し上げます。小倉鐵道は戰時中鐵道省に買収されたが、それは戰時的緊急措置としてやむを得なかつた。しかし終戦後は當線のやうな地方線を國有鐵道の一部として經營する必要もなくなつたと信ずるし、なお沿線市町村の希望もあるもので、本事業を前經營者に返還拂い下げられたいというのであります。

○田中(源)政府委員 本請願の要旨に對してお答えいたします。前に舊鶴見臨港線に對して申し上げました通りに、運輸省といたしましては、現行拂下申請の路線に對しては、總括的にこれを拂下げないという方針をとつておるのであります。なかんずく小倉鐵道のごときは、九州安田地帯を通過したしますところの重要産業でありまして、石炭輸送と不可分の關係にある鐵道でありまして、今後これを増強いたして、さらに石炭輸送の全面的増強を確保いたしたいと考えておるような方針であります。また同線の従業員も私も親しく會ひまして拂下反對の陳情を受けているやうな状態でございますから、これは現行通り國營をもつていきたいと考えております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。
〔質疑なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 日程一八、鐵道運賃の學生優待に關する請願、佐々木更三君紹介、文書表第二六八號。日程二一、鐵道運賃の學生優待に關する請願、正木清君紹介、文書表第三〇七號。日程二九、鐵道運賃の學生優待に關する請願、松本淳三君紹介、文書表第三四〇號。右三件は同一趣旨でありますから一括上程いたします。説明者代理井谷正吉君。

○井谷委員 鐵道運賃の學生優待に關する請願の要旨を申し上げます。今回の鐵道運賃上げは、新しい時代に對處するため重大な任務と責任を感じつつ日夜勉學に努める學生生活に經濟的破滅を生じさせ、わが國文教の發展に障害となつていける。ついでに文部省發行の學生割引證を六割引とする。また、學生定期券の額を値上げ以前の狀態にするようにされたいというのが趣旨であります。

○田中(源)政府委員 現行學生の普通並びに定期の割引の兩方につきまして申し上げますと、まず定期乗車券は全體におきまして、四十キロ程度のもので最高九割二分五厘その他のものはおむね七割二分五厘を割引いたしておるわけでございます。かようなわけで、かくのごとき割引をいたしておりますことは、申すまでもなく、學生の向學を便ならしめるためにした次第でありまして、この割引率はおそらく世界各國にもない例をもつて割引いたしておりますのであります。

なお個人割引制度につきましては、割引を六割引にしるということでございますが、これを現行文部省の發行いたしましたところの割引證によつて、かりにこれを五割ないし六割を割引す

るといたしますならば、國鐵の収入は現行においても少くとも三千萬圓以上達することに相なると想像いたします。しかしながら、かようなわけで現行運賃において學生が夏期または冬期に五百キロ乃至千キロ以上の歸郷をするときにあたつて格段の配意をせられたいという希望もありません。この點につきましては一應考慮をいたしてみようと申すわけでありまして、現行割引運賃率を請願の要旨に即ちすることに困難な事情であると考えておるようなわけでありまして、遺憾ながら請願の趣意に副い兼ねる次第でございます。しかしながら五百キロ乃至千キロ以上の區間においては一應これらのことを考慮いたしてみたいと考えておるようなわけでありまして。

次に東鹽尻信號所を一般驛に昇格の請願の要旨を申し上げます。中央線東鹽尻信號所は、その附近に生産工場多数散在し、これに通勤する工員を始め、鹽尻、松本方面に通學する者が多数にあるが、これらは約五キロもある鹽尻驛まで徒歩またはトラックを利用しての現状である。ついでに該信號所を一般驛に昇格されたいというのであります。

○田中(源)政府委員 南廣信號所を一般驛に昇格する請願、並びに東鹽尻信號所を一般驛に昇格の請願、兩案一括いたします。申すまでもなく、端的に交通の利便を得たいという地方の方々の御希望並びにその心理は、ごもつとも存じます。しかしながら鐵道の運輸行政の方面から申しまして、あるいはまた今日の資料及び財政、鐵道運行能率、こゝにいつた點からいたしまするときに、さらに加えてこれらの技術的面を考慮いたします場合に、兩請願の趣旨に、いずれも今日はおこたえいたすことができない實態にあることを御了承願ひ、將來におきまして考慮する事柄が出てまいりますれば、調査の上適當に考慮いたしたいと考えております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。

○田中(源)政府委員 ただいま提案になつております三案に對してお答え申し上げます。鐵道電化に關する問題に關して、政府の方針を申し上げます。各委員の御了承を願つたことを存じております。從つて本請願の三案に對して、將來合理的なる企業の堅實なるあり方に對しまして、とるべきところの一方の施策をいたしましては、電線の確保、資材の確保、財政の見透し、の三つの要素が伴わなければならぬことは申すまでもないことであるとして、これらの三要素を確保いたしますことによつて、漸次これらの路線は電化してまいりたいと思つております。先般來當委員會で申し上げました通り、まず主要幹線、交通量の特に多いところの路線及び特殊なる路線に對しまして、ただいま申し上げました電源、資材、財政、この三つの要素を確保することによつて、漸次これらの順位をもつて電化してまいりたいと考えておる次第であります。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。

○田中(源)政府委員 前の請願の要旨にもお答えいたしましたように、電化促進に對する方針は、すでに再三申し上げておる次第であります。從つてその方針によりまして、將來財政、資材、電源等の確保がきまするならば、要するに大都市を結びます常磐線におきましては、平まで電化いたしましたという希望はもつております。しかしながら再三繰返して申し上げます通り、現状まことに困難なる實態でございますので、來年度ではき得る限り取手まで電化したしたいという心組をもつておるのであります。しかしこれとて今日の財政、資材、電源等より見まして、はたして確實にいたすということとは申しかねますが、なるべく右よりの處置をとりたいと心得ておるようなわけでございまして。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。なければ次に移ります。

○正木委員長 日程第七、南廣信號所を一般驛に昇格の請願、世耕弘一君紹介文書表第六七號。日程第五二、東鹽尻信號所を一般驛に昇格の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六〇號を一括議題といたします。説明者代理井谷正吉君。

○井谷委員 南廣信號所を一般驛に昇格の請願の要旨を申し上げます。紀勢西線南廣信號所を中心とする和歌山縣有田郡南廣村、同郡廣村及び津木村は、林、礦、水産物の産額多く、その上同地方は風光絶佳の地で、觀光客の來遊も多い。ついでに現在の南廣信號所を一般驛に昇格されたいというのであります。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。

○井谷委員 なければ、日程三五、甲府、鹽尻間、鹽尻、名古屋間及び鹽尻、長野間電化促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表番號第九三九號。日程四一、甲府、鹽尻間、鹽尻、名古屋間及び鹽尻、長野間電化促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表番號第一〇

○正木委員長 なければ、日程二五、常磐線松戸、水戸間電化促進の請願、原野君ほか二名紹介、文書表番號第三二七號。日程二八、松戸、水戸間電化促進の請願、原野君ほか九名紹介、文書表番號第三三九號。日程四五、千葉、成東間電化促進の請願、片岡伊三郎君ほか二名紹介、文書表番號第一二一八號を一括上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 本請願の要旨は、常磐線松戸、水戸間電化については、先年松戸、取手間のガソリン車運轉を見るに至つた。東京都の經濟建直し、國民生活の安定は急速なる生産増強によらなければならぬ。これが達成は交通機關の完備に負うところが大きい。一方常磐線沿線から東京への通勤、通學者もいよ／＼増加している。ついでに新日本の經濟再建に寄與するため速やかに松戸、水戸間の電化を促進されたいというのであります。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。なければ次に移ります。

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○正木委員長 次は日程第三四、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第九三一號。日程四二、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一〇六五號。日程五三、大糸線全通促進の請願、増田甲子七君紹介、文書表第一二六一號。日程五八、大糸線全通促進の請願は一件、増田甲子七君紹介、文書表第一三二四

○田中(源)政府委員 たいだいま併合上程になりました諸願の要旨にお答えいたします。未成線の十七キロに對しましては、今後におきまして資材及び財政の見通しがつきますればやる方針でございますが、目下のところ來年度豫算におきましては、早急にこれを出すことは困難であります。以上諸願の要旨にお答え申し上げます。

○井谷委員 大系線全通促進の諸願の要旨を申し上げます。大系線の全通は本年度運輸豫算に計上されておりますが、未だ着工されてないのではありません。しかも未開通箇所はわずか十七キロで、すでにトンネルも通じ、橋脚も竣工してレールを敷設するのみとなっております。元來この路線の全通は、表日本と裏日本とを最短距離で結び、貨客の利便、沿線の山林資源の開墾とともに、觀光の面よりも重要でございます。ついでには速やかに本路線の全通を促進されたいというのであります。一〇六五號、一二六一號、一三三四號も今の九三三號の趣旨と同一でございます。

○田中(源)政府委員 たいだいま併合上程になりました諸願の要旨にお答えいたします。未成線の十七キロに對しましては、今後におきまして資材及び財政の見通しがつきますればやる方針でございますが、目下のところ來年度豫算におきましては、早急にこれを出すことは困難であります。以上諸願の要旨にお答え申し上げます。

○正木委員 本請願に對して質疑はあります。なければ次に移ります。

○正木委員 次は日程六二、網代驛の驛名變更反對の請願、足立梅市君紹介、文書表第一三三九號を上程いたします。

○足立梅市君 本請願の要旨は、伊東線網代驛は、熱海市と静岡縣田方郡網代町との境界附近に位するが、開設後

の驛利用者の實際に則して網代と稱したものであり、また全國有数の漁港網代港を背後に控えてその名を附されて十數年來の傳統と親しみをもつてゐる。しかるに先般熱海驛と改稱し、御光都市として宣傳に利用しようとしたが、かかることは無用の資材を消費し、土地の實情を無視したものである。ついでには網代驛名をそのまま存続されたいというのであります。

○田中(源)政府委員 すべて驛名のみならず、ものの名前も人格、あるいは施設及び地位をも包含いたしました大きな意味をもつものでございまして、驛名の改稱はなか／＼廣範圍に影響を及ぼすものでございまして、申すまでもないこととあります。従つて今日熱海なるものが抱いておりますその世界的名稱及び地位、その他各般の面から考察いたしました、これが及ぼすところの影響は相當大きいものと考へます。従つて國といたしましては、目下名前を變更する上よりな意思をもつておりません。右御了承願います。

○正木委員 本請願に對する質疑があれば、次に移ります。

○正木委員 次は日程三七、水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國營バス運輸開始の請願、葉梨新五郎君紹介、文書表第九七五號、日程三九、水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國營バス運輸開始の請願、葉梨新五郎君紹介、文書表第一〇九號、日程四〇、水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國營バス運輸開始の請願、葉梨新五郎君紹介、文書表第一〇一六號、日程四八、佐原、山倉間國營バス運輸開始の請願、寺島隆太郎君紹介、文書表第一二四二號を一括

上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 本請願の要旨は、茨城縣鹿島、行方兩郡は、太平洋と霞ヶ浦、北浦、浪道及び利根川にはさまれた長大な平坦地で、海産物及び農産物が豊富であるが、交通機關が乏しく、わずかに鹿島参宮鐵道と民間バスがあるのみで、しかもその利用價值は少く、住民の不利不便是大である。ついでには水戸から波崎町、鉾田町、鹿島町、息栖村を経て波崎に至る路線と、鹿島から行方郡潮來町、香澄村、牛堀を経て千葉縣佐原町に至る路線に省營バスの運輸を速やかに開始されたいというのであります。一〇〇九號の請願要旨も同じでございます。一〇一六號の請願の要旨もたまたまの同一であります。

佐原、山倉間國營バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。さきに千葉縣佐原、成東間のバス運行は、地元民及び關係當局の熱心な努力と協力のもとに本年三月佐原、多古間の開通を見たが、當時同區間中栗原、山倉、常磐の一部に通ずる支線の開通は附帶事業として進められたが、その效なく取り残されてゐる、ついでには速かに山倉から佐原に至る間に國營バスの運輸を開始されたいというのであります。

○川村説明員 水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國營バス運輸開始の請願につきまして御説明申し上げます。本路線は大部分は鹿島参宮鐵道株式會社の路線と茨城交通株式會社の路線になつておりまして、兩社とも現在バスを運行しております。鹿島参宮鐵道株式會社においては鉾田、波崎間七十四キロ一分を運行いたしております、現在六往復やつております。茨城交通株式會社におきましては、水戸、鉾田間三十

二キロ、五往復いたしております。運賃はいずれも一キロ八十五錢でございます。前にも諸願なさいまして調査いたしました鐵道敷設法の規定線に該當しております、地方交通上まことに重要な路線と存じますが、ただいま申し上げましたように全區間民營の自動車が目下運行中でございます、民營自動車の育成強化によりまして御要望におこたえたいと思つております。

○正木委員 貴重な時間を拜借して突然に緊急動議を出しまして相済みませんが、會期も餘すところいくらもなくなくなつておりますので、どうにも時間をい

ただかなければならないような緊急事態を思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。運輸當局にまずお聴きたいことは、北海道と青森地區の、いわゆる山嶺争議という言葉は不穩當であります、その稱せられております争議の形態がどういふふうになつてゐるかということでありまして、もう一つはこれがだん／＼波及する状態にあると御観測になりますか、あるいはまたこのままで止まるという御観測になつてゐるか、そういうことも併せて伺ひたいと思ひます。それからその原因がどういふところにあるかということについての當局の見るところも併せてお聴きしたいと思ひますのであります。従つてその見解から當局がどういふふうな態度をとつていくか、この態度はどの面をどうしたらどうなるかということについて、具體的な考へが、おありでしたら、それも全部ここで聴取したいと思つております。實は新聞紙上によつても十分わかつておりますし、また組合のいろいろの方からも話を聴いてゐるので、私としても相當の豫備知識はもつてゐるのでございまして、すけれども、これは民間人としての、また組合としての考え方でありまして、當局自身がこれに對して正式に發表なさつたことを聴いておりません。

○正木委員 なければ、館後三君より議事進行に關して發言を求められておりますので、この際發言を許します。

○館委員 貴重な時間を拜借して突然に緊急動議を出しまして相済みませんが、會期も餘すところいくらもなくなくなつておりますので、どうにも時間をい

ただかなければならないような緊急事態を思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。運輸當局にまずお聴きたいことは、北海道と青森地區の、いわゆる山嶺争議という言葉は不穩當であります、その稱せられております争議の形態がどういふふうになつてゐるかということでありまして、もう一つはこれがだん／＼波及する状態にあると御観測になりますか、あるいはまたこのままで止まるという御観測になつてゐるか、そういうことも併せて伺ひたいと思ひます。それからその原因がどういふところにあるかということについての當局の見るところも併せてお聴きしたいと思ひますのであります。従つてその見解から當局がどういふふうな態度をとつていくか、この態度はどの面をどうしたらどうなるかということについて、具體的な考へが、おありでしたら、それも全部ここで聴取したいと思つております。實は新聞紙上によつても十分わかつておりますし、また組合のいろいろの方からも話を聴いてゐるので、私としても相當の豫備知識はもつてゐるのでございまして、すけれども、これは民間人としての、また組合としての考え方でありまして、當局自身がこれに對して正式に發表なさつたことを聴いておりません。

○正木委員 なければ、館後三君より議事進行に關して發言を求められておりますので、この際發言を許します。

○正木委員 貴重な時間を拜借して突然に緊急動議を出しまして相済みませんが、會期も餘すところいくらもなくなくなつておりますので、どうにも時間をい

いかに國の經濟全般について大きな力をもちつてゐるかということに基本を置きまして、それから發展して、この重實を擔うところの職員を遇することがいかに手を盡してゐない。いかに陳情してもその點が到達せられないのは残念である。國鐵再建の立場において、その衷情を切々と訴へてゐるのであります。十分お調べになつてゐられることだらうと思ひますが、その點について明らかにしていただきたい。もしもこの急場がしのげないときは、自然と職場を放棄する状態が續出してゐるであらうという見方をしてゐるのであります。給料が非常に不足である。生活が困難であるといふところからして、自然に三日なり四日なり、食糧を求めるといふ資料を求めるといふに郊外に出て、その日かぜぎを三日か四日やつて、四、五百圓の金を見つけなければ、やみ食糧その他が買えない。冬季に向つて暖房用石炭を買ひこむ資料、暖房用石炭は御承知の通り二トン三分の配給といふことを北海道民としては望んでゐるのであるけれども、去年の實績を見ても一トンは八分しかもらつてゐない。おそらく今年も二トン三分といふことは願つておつても、全道として百六十七萬トンを要するのでありますが、石炭事情その他がやましく論議されておられますので、十二月のごときは全道で五萬八千トンしか石炭が渡らない状態になつております。その石炭がもし渡らないとするならば、その石炭の代りに薪炭を買ひこまなければならぬ。その薪炭の値段がいくらであるかといふことを考えていただきたい。石炭はさいわいにして去年は百四十五圓でありました。これを

政府當局の斡旋によつて三トンを分をもらひました。約五百圓の石炭代を北海道の全官公勞はもらつてゐる。今年はその百四十五圓何がしかの石炭が、千三百四十圓といふ非常な騰貴をしてゐる。これに家庭までもつてくると一トンの石炭代は約五百圓になるのであります。二トン三分といふことになりまして三千四百五十圓になるのであります。しかし二トン三分では——やむを得ざる國の状態から二トン三分と石炭の消費高を規定されたのであります。北海道全道の地帯から申しますと、寒冷地と南の方とを平均いたしましたとしても、三トンの半の暖房用の石炭は足りしても必要なのであります。完全に二トン三分もつたとして、あと一トンの餘りの探炭用の薪といふものは、當然買ひこまなければ、家にいても凍死するといふやうな實情がでます。この一トンの餘りの石炭の代りをするものを買ひこむとしますと、また薪二噸ぐらゐは要するのであります。これをかうしたためにはやはり約三千圓ないし四千圓の金が必要なのであります。結論において、金高を申しては財政困難な今日にはなだ申請がございせんが、金高といふことは七千六百圓の最低のものには必要なのであります。この七千六百圓といふ暖房用の金高といふものは、單に一般の市中の人たちが考へるやうに、組合は何でも多くもらへばよいという立場から計算したのではなくして、その證據には、北海道における出先官廳においての調査も、七千六百圓ないし七千八百圓は要するといふことを、出先官廳の人たちも皆考慮してゐるのであります。そして地域的な

地方労働委員會に提訴した結果として、この薪炭料の請求は正當であるといふ一應の調停案ができた。できたといふことは、もうすでに先官廳の人たちがさういふうな筋に従つてものを考へ、かつそれらの筋に従つて陳情してゐる。その實情をもつてしても、組合の七千六百圓といふ要求は決して膨大なものでないといふことを、まず基本的にお考えを願ひたいと私は思ふのであります。國の財政が非常に困難であるといふことをよく理解してありますので、われわれはこの組合の人たちは何も金を要求するのじやなくして、石炭そのものを欲しい、薪そのものを現物支給してもらいたい。それであればその薪炭代や石炭代は要らないのだ。さういふやうな立場をとつておつた次第であります。いろ／＼な労働關係關係、あるいは大藏大臣其他の御幹旋によつて、三千圓と獨り者千圓はいただいたものであります。これが實に二箇月もかかつたといふほど、當局が努力を拂つていただいた點については衷心から感謝をいたしておる次第であります。が、實はそればかりでなく、それより四圓の差額がある。緑日の商人のやうなことを申して、また四千圓足らないと言わざるを得ないといふことは、實はなまじい話でありますけれども、さういふ實情になつておるのであります。そのほかに北海道及び東北六縣といふものが、寒冷地の第二地域給として當局で考慮され、研究されて、これも今井給局長が努力を拂つておられることは十分わかるのであります。が、現實に冬を迎えての今日をどうするかといふことに對して、非常に家庭をあげて悩んでおるのであります

て、その實情を申しますと、石炭車が完全に弊へ到著するかしれないか、去年、おとし、さきおとしにおける石炭不足の北海道住民が、いかに用品庫、機關區、あるいは鐵道の貯炭場にまりこんで犯罪を犯しておつたかといふその的確な實例をあげることが差控えますけれども、それにいかに鐵道當局も苦しんでおつたかといふこともお察しを願へると思ひのであります。それは何といひましても、今用品庫の暖かさは、函館の一番暖かい所の九月ごろの暖かさであります。この間も連絡船が約三日間吹雪のために不通になつて、函館に二千五百人の客を停泊させておる現状であります。まして北見、網走方面に行きましたら、陳情隊の説明を聴きますと、ほとんど零下十二度である。正月にはいらないのに零下十二度、釧路あたりでは零下十五度といふことを聞いておられますと、その寒冷地における鐵道従業員の——これは鐵道従業員ばかりではありませんが、殊に鐵道従業員の苦勞といふものは、なみたいていではないのであります。これを稱して脱落だとか、あるいは猫争議だといふことがあるかもしれませんが、その實情を言つたならば、あながちにそれを猫争議として一つの罪惡のごとく印象づけるというやうなもの考へ方は、人間として私ほできないと思ひのであります。さういふ争議があつて、最も今日の日本の産業の根源地であるところの北海道の國鐵がもしも止まり、あるいはもしもほんとうの意味の争議がよい／＼方々でもち上るべきことになるとは、實に恐ろしいことです。北海道の鐵道といふものは、單に

北海道三百四十萬の人間のためにのみ存在する鐵道ではなくして、これで石炭を輸送し、木材を輸送し、パルプを内地へ春までのうちに輸送するといふ重大な使命をもつておられます。臺灣も朝鮮も失つた後における北海道の日本全部の産業、經濟に及ぼす位置といふものは、非常に大きいのであります。従つて青函連絡船に本省も主力を注いで、連絡船をこしらへておる意義もそこにあるし、また北海道の鐵道自體がどういふふうな再建設せられていかなければならぬかといふことも十分お考えのことであらうと思ひますが、さういふ意味において、北海道は地域的な北海道でないといふことを、殊に運輸の立場から十分お考え願ひたいと私は思つておられます。さういふ意味において、たとえば冬の石炭のごときは、あの積雪になりますとほとんどロータリーのために機關車をとられてしまつて、餘すところが少なくなつてしまふ。しかも積雪が非常に強いから、函館までの輸送が困難であり、さうして仙臺と新鐵との機關車の石炭を補給するために、私の記憶によれば、間違つておられるかもしれませんが、一月二十萬トンぐらゐの石炭は北海道から東北本線のために奥羽本線のために送つておるのであります。毎年の例を見ると、仙臺において石炭がもう三日しかなければ、もう四日しかないといふと全部を放擲して札幌鐵道局用品庫の連中は岩見澤まで出かけていつて、小樽行きの積積の石炭車を尋ねて、その貨車の車票を差しこんだものまでも仙臺行きとして押さなければならぬといふやうな仕事をやるわざのよ

うにやつておるのであります。それほど重要な位置を占めておる北海道の鐵道の復興について、もつと眞剣にお考え願いたい。そういう立場をよく理解しておるがために、今もつて争議も起らない。紛擾を醸してはおきながら、酷暑の中にも今年の冬もまた寒い通そうとしておる北海道の鐵道職員之苦衷というものを、どうして察していただけないかという陳情の意味なのであります。單に組合の人間の利己的な立場からのみこの要求を突きつけておるのではないということを十分にお考えおき。現に岩見澤の連絡手あるいはその他の地區の連絡手が續々倒れていつておる。そうしてとにかく昨年四十五人なり五十人の連絡手がやめて倒れていく、しかも肺病が何人おるかというところまで報告されておりますが、それらの人がそういうふうには自分の自治的な立場から、これでは仕事もたぬぞというところを議長を通じて局長に言つた場合に、その一部分がやはり少しづつ解決がついておる。なぜその子供たちがそういうことを言わない前に、それだけの見透しをもつて一歩進んで解決ができないかと私は思うのであります。もちろん全般的にはものを考えておられねばならぬ運輸省の立場でありますから、個々の解決は多少できても、全部的な解決は一遍にできないというところもよくわかりますが、しかし地方の出先官廳といたしまして、單にそれを勞働争議であるというより古い考えから、そういうことを取上げるのにきわめて遅いのではないかと、殊に北海道においては人が足りない、排雪がうまくいかない、うまく

いかないというその裏にも、何か若い組合員たちが鐵道をつくり上げようとする熱意が現われておるということも十分に御考え願いたい。一遍この機關の協議會が札幌にあつたときのごときは、機關手やあるいはまた、それらの人が機關區の問題でしたが、徹層二晩も續けて、とにかく侃々諤々の議論をやつて、そうして札幌の運輸部長のところへ私組合長として一緒に行つた。そのとき何と言われたか、これらの人は鐵道における下つばでちんびらだが、汽車を停めてはならぬというので、清和寮の二階で二晩も續けて議論しておつたということをお聞きの方はどう考えるか、それに對するあなた方の返事は、これもよろしい、これもよろしいという返事だが、できないことをできないとぞ言わぬか。たつた一つだけできる、あとはできないと言つて断られてもよい。また全部できないなら全部できないと言つて断られてもよい。はつきりした態度をなせとらないのだということを私はやかましく言ひ立てたことがありますが、もつと地方の出先官吏の人たちもそういう方面に主力を注ぐべきではないかと私は思う。勞働の管理、あるいは驛管理、機關區管理という言葉は、學問ではそういうものはないであらうしようが、現實の情勢において勞働管理というところについての頭をもつておる人たちがどれだけおるかということであり、ます。鐵道職員には古い人もおるのでありまして、驛の管理、機關區の管理というところについては、あなたが管理部長あるいは何々課長の指令をまつまでもなく、十分に通曉しておるのであります。ただそれらの人の通曉し得ない

のは、勞働の實際管理ということに對しての理解をもち得ない。それなるがゆえによけい紛擾を起しておる。これは先輩の鐵道職員に對してよく世間は教養が足りない、サービスが悪いと言ひ、それを指揮しておる人たちの頭の觀念がすでに時代遅れであつて、それを上手に御する力がないものと私は考えるのであります。鐵道職員の教養をやかましく言う前にその教養を指導する人たちの教養がまず重大だと思ふのであります。そういうことであるがゆえに、いよいよこの問題の解決を混亂せしめる。その問題のあり方を自分の上長に向つてまづ直ぐに傳へ、さらにそれをまづ直ぐに本省までもつてくる勇氣のある官僚がないといふことは、實に私はなげかないと思ふ。常にふたをして、私のところは無事にいつておると押えておる。ほんとうに拾身にかかつて從業員の立場に立つ出先官廳といふものが、勞働争議の場合には必要でないかと私は思います。いづれにしても重手一足買えば七十何圓かする、くつ一足買えば二千何圓かする。酷暑の吹雪の中に、ポイント一つを凍らせないために雪を積らせないために、竹ぼうきをもつて一週四方の雪拂いをするのは三時間四時間も立ち通す。こういうことは一圓五十銭や十圓や二十圓の金高で解決する問題ではないのであります。それを正しい意味におとりになりまして、組合對政府の立場も十分わかりますが、その前に同僚としての立場からこれをどう處理すべきかという熱情だけでもつていたできたと思ふ。ほんとうの鐵道の復興といふことはそういうことから足を入れていくべきものではないかと思

う。それをきようお伺ひしたいのであります。それは別として、今青森の争議もどん／＼はびこつていく形であります。新聞ではこのごろ下火になつておりますけれども、新聞は最初はニュースとして取上げるときは取上げましようが、そういうものは古くなりますと病氣にはいつてしまふものではなかつたかと思ふ。これが秋田に擴がり、横手の機關區に擴がり、あるいはまた盛岡に擴がるというふうにならつていくのであります。生活の基礎的條件が整わない以上は、これもだんだんそういう風潮が擴まつてくるだろうと思ひます。その點について當局としては十分に腹をきめて、この正月を越す、三月を越す、その間における資材、設備の改善、それから勞働條件の改善について思ひやりのある徹底的な方策を講じられる必要があるのではないかと思ひます。但し全般的にものを考えていかなければならぬ運輸省の立場であるから、そこばかりが問題ではないという御意見もあります。また代議士をしておりますと、鹿児島までから陳情が來ておりますから、これらの人たちに向つては、それは全般的にものを見なければならぬと私は言ひます。しかし國費その他の關係でできないものとすれば、一部のにでもどしどしと解決するのでなければ、とうていこの瀕死状態は防ぎ得ないのではなかつたかと思ひます。そこで具體的な措置をお願いすると同時に、現在の情勢に對してどういう御判斷があるか、それからまた先の見透しについてどういう御判斷をなさつておるか、そういうことを重ねてお聴きしておきたいと思ひます。

○重井委員 たいま館君から發言がございましたが、私靜かに考えてみまして、今日國鐵その他の全官公勞の諸君が闘争を起しております。それがやもすれば街頭に流れて、しかも熾烈な闘争に發展しております。ところが本日はその關係諸君が國會においでになりました、しかも常任委員會に眞剣に陳情された。この行き方は日本の勞働運動の健全性を物語つておるものだと私は考えておるのであります。私は特に館君の指導されておる北海道の勞働組合が、いかに健全な方向に歩みつつあるかということを中心からうれしく思つたのであります。そういう意味においてこの問題に對しましては特に親切丁寧にお答えを願ひたいと思ひます。

なおもう一つ質問したいのであります。これは十二月四日におこつたことですが、東京驛の運輸助役が殉職されたのであります。やもすれば世間から鐵道職員に對する不平不満の聲があらわれますが、この新聞記事は、いかに鐵道職員の諸君が自己の職責に忠實であるかを社會に對して物語る大きな美談である。おそろしくこの氣持は鐵道職員の方の底に流れておるところのほんとうの氣持であると私も信じておるのであります。二十三年間勤め、そして最後に殉職せられたところのこの運輸助役に對しまして、國家的にいかなる褒賞あるいは待遇をもつて報いられるものであるか、この點を一應お伺ひしたい。そうしてでき得れば今後の家族の生活に最高の保障を考へてもらいたいということを特にお願いしたいと思ひます。

○牛島政府委員 私からお答え申し上げます。

けたいと存じます。館代議士並びに重井代議士からまことに詳細にわたる、また御懇切なるお話を伺いまして、私ども一々感銘いたす點がはなはだ多いのであります。

最初に話の順序をいたしまして、重井代議士からただいまお話がございましたところ、東京驛におきまして遠藤助役が殉職をされた、これに對する弔慰方法をいかにするかというお話でございまして、遠藤助役の殉職につきましては、まだ正式には私ども聴いておりませんが、新聞紙上に出ておりますその行爲だけを見ましても、鐵道職員といたしまして、また現在の日本の國民といたしまして、まことに尊敬せられるような殉職をなさつたと私ども心から敬意を表して、お大層でございまして、この弔慰に關しましては、私どもでも得る限りの方法をとつてまいりたいと存じておりますのであります。この點につきましては、すでにいさ／＼の弔慰の方法が鐵道にはきまつておりますが、さらに大體省方面とも協議いたしまして、現在におきましては、得る限りのことはいたさなければならぬと思つておる次第であります。この點につきまして、國會において重井代議士からいろいろ御推奨の言葉をいただきまして、私は、私ども國有鐵道の管理者の一人といたしまして、深くお禮を申し上げる次第であります。この弔慰の方法につきましては、繰返して申し上げますが、萬全の對策をいたしてまいりたいと存じております。

次に北海道並びに青森地方における現在の労働情勢につきましてお答えを申し上げます。館代議士からまことに詳細にわたつていろいろ御説明がございましたように、北海道の日本經濟におきまする地位、また青森を含めましての鐵道輸送の日本再建上まことに重要な地位につきましては、まづたく御同意でございます。ただ最近におきましていさ／＼か労働情勢をも反映し、その他季節等の關係も關連いたしまして、輸送が混亂いたしてあるかの感じがございまして、この點につきましては私どもも若干はこれを認めざるを得ないのであります。ただ北海道並びに東北方面の鐵道職員は、この冬季に向いまして、遅延配給が相當ひどく續き、かつ生活條件も悪くなり、作業のいろいろ不自由を忍んで、とにかくにも日本再建のために奮闘せられておることに對しましては、私ども常に敬意を拂ひ、感謝をいたしておる次第であります。最近の北海道並びに青森におきまする争議につきましては、私からすでに御説明を申し上げることもないかと存じます。が、その兩地方におきましては、いわゆる最低賃金の問題、赤字補給金の問題、その他特殊の運配配給であるとか、あるいはまた配給に關する手當であるとか、越冬資金の問題であるとか、その他特殊の事情に基くところの要求を提出いたしまして、これが各地方労働委員會の調停に會ひまして、その調停案も提示されておるのであります。これらの状態からいたしまして、青森縣におきましては、當局側は青森地方労働委員會の調停事項を受諾いたしておりませんし、また北海道地方労働委員會におきまして、一部これを受諾いたしておるのでありますが、その他の面におきましては、まだ受諾

をいたしておらぬ面もあるのであります。従いまして、これらの地域におきましては、法律上は一應公共事業としての労働争議行為、罷業權を獲得しておるような状態にあるのであります。これらの地方における各個の業務機關におきまして、あるいは労働がやや殖えるとか、あるいはまた一部職場離脱の情勢があつたことはあつたのであります。しかしながら労働の問題にいたしましては、よく管理部長並びに現場長からその事情を各職員に通達いたしまして、出動率は相當の率に相なつてきております。これらの行爲が一々組合の指令によつて行動をしてい

るという點は、まだ認められておりません。一部の業務機關におきましては、急激に労働の殖えた日もございまして、翌日からすぐに復歸しておるというふうな状態でありまして、これをただ山猫争議と斷ずるという程度には、まだ立ち至つておらないと私どもも見ておるのであります。ただこの問題が實際組合の指令によらず、業務の命令にも服せず、労働の状態が殖えてまいります場合におきましては、山猫争議と斷ぜざるを得ない状態に相なるかと懸念のであります。これらの状態は、従事員諸君によくこれが徹底をいたしますと、労働率も少なくなり出勤も殖え、よく仕事をやつていただけたところを見ますれば、私どももいたしましては、相當に、でき得る限りの對策がなす得ますならば、やがて解決し得るものと考えております。

しかば、こういふ状態が全國に逐次波及していつたらどうかという問題でございまして、私どもも見るところといたしましては、この問題がただちに全國的に波及するといふふうには見ておらぬのであります。もちろんわれわれもいたしましては、こういう原因が何によつて起つてきたかというところをよく調べまして、これに對しまして十分な對策を立てますならば、この問題は局部的に解決し得るものと考えております。私はこの北海道並びに青森地方の問題にいたしまして、何と申しましても生活が苦しい。生活條件が悪い。作業をするにも作業用物資も足りない。いろ／＼な悪い條件が積り積つてこれが要求となり、さらに今日の状態に參つたようなことと存じておりますので、これらの原因につきましては、現在の日本の状態におきまして、できるだけの手を打ちまして、解決に努力してまいりたいと思つておるのであります。すでに札幌鐵道局長は二回にわたつてまいりまして、つづきにその詳細なる實情も説明しております。また書面によりまして、この解決方についての上申をなしておるのであります。私どももいたしましては、十分な責任を感じておる次第であります。また一方労働組合の方々にも、先ほど館代議士のお話もありましたように、すでに二回會つております。また本日もちょうに上京されておるといふ話であります。北海道の冬季に向つての實際の作業並びに生活に對するいろいろ特殊事情ということにつきましては、十分に認識いたしておきますので、これらの點につきましては、今後におきまして十分なる努力を拂つてまいりたいと思つております。

○北村國務大臣 ちよつとこの機會に御挨拶をさせていただきます。私今回運輸大臣の命を拜しまして、五日に正式にその命を受けたのであります。特に本委員會には深い關係をもつておりますので、委員各位より今後いろいろ御指導を仰ぎたいと思ひます。不慣れなものであります。目下勉強中なのであります。時折出て皆さんの御意見を拜聴し、またつとめて答辭をいたしたいと思ひます。一應この機會に御挨拶を申し上げます。(拍手)

○田中(源)政府委員 ただいまの館委員の御質問に對しましては、大體現行とつております状態につきましては、牛島政府委員からお答えをいたした次第であります。残餘の問題につきましては、私よりお答えをいたしたいと思ひます。私どもは世界各國の鐵道従業員が、戦後においてとつておるあり方と、今日の日本の國鐵のあり方とを比較してみます場合において、現行運行しております程度が保持されておるといふことは、戦時といわず戦後といわず、國鐵の従業員が献身的にこれを守り、今日の現状を維持していただいた結果であると、つね／＼私どもは感謝しておるのであります。しかも戦時中酷使いたしました鐵道は老廢しきつておりました。これを修理いたすべき面におきましても、一定の資材を確保する能わざる現状において、なおかつ奮闘されつたことには、私ども感謝いたしておるのであります。なかならず北海道のごとき特殊な地域にあるところの方が、ポイントを一つものにも、館委員のおつしやることとくらべて、その使命の達成に努力されつたことは、私ども常に感謝をいたしておるとい

らでありまして、私はこの機会を借りまして、さらに重ねて私どもの心持を申し上げておく次第であります。しかば現在の従業員の状態を見て、われわれが満足しているかと言え、そうではありません。今申し上げました通りに鐵道そのものも非常に修理、補修を各方面においていたさなければならぬのであります。建設改良等は絶えず怠らずいたしていかなければならぬ。企業形態の根幹であるべきところの線路、車輛、橋梁その他の面におきまして今日不十分であるとともに、また職員自體に給與すべきところのすべての面におきまして不十分でございます。給與の面におきまして、これは單に鐵道だけ運輸省がことさら給與を怠つておるといふようなことではありません。つとめて給與の面においても改善をして、従業員の諸君に満足がいくようにいたしたいと心得ております。しかし今日の物價と同時に、國家經濟と運輸省自體の經濟とを、総合的に勘案していかなければならぬのでございまして、單に運輸省そのものが、獨立された運輸省單獨の職權、機能憲法において與えられておると進めまして、國家經濟の上裏の中にある特別會計としての運輸省の財政面から考えまして、これが單獨に意のごとくただちに處理することのでき得ない状態にあるのであります。ゆえにこれらの實態は國家經濟の上におかれておりますがために、速やかにその機構の改革等をもあまして、眞に企業に副つてそれらの適宜な處置が行われるような行政的の處置もこれに行つていかなければならぬ面がございまして、現在の立場にある關連した全官公勞のうちに

おいて、これを切り離してやることは、ただいま申し上げた行政的な面というのに改革を及ぼしていかなければ、單獨では處置をとるということはでき得られない次第でございます。その面の改革も企圖いたしております。同時に現行におきましては、その過程におきまして、できる限り給與面におきましても、國家財政においてこれの援助を請うた上に、かつまた企業體の中においてなし得る範圍の最大のものを、つとめて、給與の面に充當していきたいと考えておるようなわけでございまして、今冬季を迎えて北海道の特殊の地位にありまする方々に對する給與面におきましても、非常に不十分であり、遅れておる點はまことに申譯ない次第でございます。しかしそれが今申し上げましたように、國家全體の面に、つなかりをもつておりますために、地勢の裁定によりまして、政府自體がその認識のもとに與えらるべきところの財源以外におきましては、特別會計内におきましますところの自體の財源によつて、これを收支いたすほか途がないのでございます。ゆえにできる限り速やかに政府全體の問題に對しましては大臣より閣議に諮つて、そのすべての面においても、不十分でありまして、速やかにこれが行使されるように、目下手續をいたしつゝあるような状態でございます。さらにその後におきましてもできる限りのものを釐出したしたいと、特別會計全體にわたる檢討をいたしつゝあるような實態でございます。これは目下とりつゝある實情を申し上げた次第でございます。この面におきましては特に御了承の上、できる限り従業員にもわ

れわれが従業員に對してもつております眞心を受取つていただきますとともに、心と心を合せて、ここにこの問題の解決をいたしていきたいとする。先ほど申されまして、いよいよ今日この形の状態が各方面に波及せんとする御懸念をもたれることもございまして、私も今日日本の實態を考え、われわれが得る最大の眞心と力を盡して従業員にもつていきましますと同時に、國鐵従業員もわれわれとともに、この難關である産業の確立をいたすべき根幹であるこの鐵道面を、さらに一歩進んで擔當するよう御助力をお願いするならば、兩々の力相まちまして、すべての改善、あるいは給與の面におきましても、速やかに私は解決するところの事柄をもちますものでなからうかと考えておるようなわけでございまして、どうかこの旨御了承の上、賢明なる議會の各委員も、特にこの點について御協力と御指導をお願いしておるようなわけでございまして。

○正木委員長 それでは續いて諸願の審議をいたします。日程四四、長野原、碓氷間鐵道敷設の請願、中曾根康弘君ほか一名紹介、文書表第一一八九號。日程五四、瑞浪、深澤間鐵道敷設の請願、長谷川俊一君紹介、文書表第一二六三號。日程六一、右左府、御影間鐵道敷設の請願、山中日露史君ほか三名紹介、文書表第一三三四號を一括議題といたします。説明代理者井谷正吉君。○井谷委員 長野原、碓氷間鐵道敷設の請願の要旨を申し上げます。群馬縣吾妻郡の西部は、林業、農産物年産數百萬トンに及び、同郡長野原町、碓氷村、草津村の木材は年産三萬トン、薪炭二萬トン、高原蔬菜は三萬トンを産出するが、これらの輸送は、草輕電鐵と國營バスにより長野原經由で行つてゐる。しかし草輕電鐵は輸送力きわめて僅少で沿線の貨物すら各驛に滞り、國營バスは車輛老廢と道路の粗惡に輸送力が少い。ついては速やかに長野原驛から碓氷村に至る間に鐵道を敷設されたいというのであります。次に右左府、御影間鐵道敷設の請願であります。その要旨は一四號と同じであります。

次に瑞浪、深澤間鐵道敷設の請願の要旨を申し上げます。岐阜縣下中央線瑞浪驛から土岐郡日吉村深澤に至る地區は亞炭の埋藏量多く、輸送施設並びに採掘技術の改善をすれば現在の月産十萬トンは一躍倍加する。しかるにその輸送状況は貨物自動車と馬車のみで、輸送能力に限度があつて、その開發ができない。ついては亞炭輸送と山林資源開發のため該地區間に鐵道を敷設されたいというのであります。以上前後いたしました三が、よろしくお願いいたします。○田中(源)政府委員 瑞浪、深澤間鐵道敷設に關する諸願の方からお答えいたします。本請願の地區内は、過般私私も觀察をいたして、實情は調査いたしておりますが、この地方は目下名鐵との關係もございまして、名鐵に一定の車輛を確保いたさずとも、さらに小運送面を増強いたしまして、さらにそれで不十分であります場合においては、省營のトラックを一部分開通いたしまして、これによつてこの輸送能力を増強していきたいと考えております。次は右左府、御影間鐵道敷設の請願であります。これは去る六十九議會にやはり諸願事項として出ておりました。同時に建設費に計上されました邊富内、御影間の鐵道の一部でございまして、本路線の完成は、本地方の交通路といたしましては、運輸系統上並びに産業開發上に及ぼす利益は、まことに甚大であります。しかしながらこの全長は百十六キロという長いものであります。戦時中から資材、資金の面から、まことに思ふように工事が進行いたしてはなかつたのであります。殊に邊富内、振内間は路盤工事は大體竣工しておりますが、一部工事を中止した所もあるものであります。また振内、右左府間の線路の設計は済んでおりますが、右左府、御影間の設計は済んでおりません。今後これらについては十分に研究を進めたいと思つております。本年度は二十一年度に引續いて日高、膽振の國境にありますところの鐵道工事を繼續いたしておるのでございます。なおこの沿線における重要資源の輸送につきましては、富内、千榮間に省營貨物自動車運行いたしてやつておるようなわけであります。今後におきましては資材、資源の許される範圍でこの線路の開設を見たいと考えております。次に長野縣長野原、碓氷間の鐵道敷設に關する諸願の要旨にお答えをいたします。この長野原、碓氷間は延長約十キロでございまして、鐵道の線定線にはなつておりません。戦時中昭和十

九年五月に上信興業株式會社が二フ
イト六インチの輕便式專用線を敷設
いたしまして、明礬石を搬送する目的で
工事に着手いたしました。終戦によ
る情勢の變化によつて今日工事を中止
いたしております。工事の状況は路盤
工事その他が相當進捗いたしております
したが、終戦以來放棄状態でありました
で、路線その他は荒廢いたしております
でございます。沿線には林産資源、礦
物資源等がございます。また温泉
等もございまして、観光浴客の多いと
ころでございます。山嶽地帯でござ
いますので、比較的工事に多額の費用
を要し、困難を感じるものと存するの
であります。従つて今日の財政から考
えてみまして早急に請願の要旨におこ
たえすることはできないことと申し上
げておきたいと存じます。

○正木委員長 本請願に對する質疑は
ありません。

○正木委員長 なければ、日程四九、
金石線全通促進の請願ほか二件、志賀
健次郎君ほか七名紹介、文書表番號第
一二四六號。日程五五、金石線全通促
進の請願、志賀健次郎君ほか七名紹
介、文書表番號第一二七〇號はいずれ
も同趣旨でありますから、一括上程し
たします。説明代理者井谷正吉君

○井谷委員 金石線全通促進の請願要
旨を申し上げます。東北本線花巻から
柏木平に至る西線と、陸中大橋から金
石に至る東線とはすでに開通し、その
中間柏木平から大橋驛までの間が未開
通であるが、柏木平から遠野間は土工
事が大體完了してレールの敷設を待

つのみで、結局遠野、大橋間が未完成
の區間である。由來この鐵道は本縣中
央部と海岸部を連絡し、海陸物資の交
流をはかり、經濟、文化の開發に資す
ることが大である。ついでに速やかに
本線の全通を促進されたいというので
あります。一二七〇號も同様であります。

○田中(源)政府委員 金石線は一部開
通してない所もございまして、柏木
平、遠野間におきます軌條の關係等
も異なつておりまして、貫通したる一
貫した鐵道といふこともできないので
あります。しかしながらその工事を
完成いたしますには足ヶ瀬トンネル
を貫通しなければなりません。しか
し八戸から宮城、金石に至ります太
平洋沿岸の三陸鐵道といふものを考
えてみまします場合に、また日本の交通
網を考へてみまして、海陸の一貫した
る輸送力の状況でなければならぬと思
うのであります。目下金石港の現状を
見ます場合には、一日も早くこの金
石線を貫通いたしまして、そうして東
北地帯にありましますところの大量の容
積をもちます物資を港頭に送り出し
て、海上輸送をいたすということが安
當であると考えるのであります。三陸
におきます輸送行政の面から考えま
しても、一日も速やかにこの金石線の
貫通をはかつて、金石港の利用と同時
に、東北資源を消費地に送り出すとい
ふことをいたさなければならぬと考へ
ております。従つてできるだけ早くい
かなる困難がございまして、資材、
豫算等について考慮いたしまして、本
路線を貫通いたしたいと考へておるよ
うなわけでございます。

○正木委員長 本請願に對する質疑は
ありません。

○正木委員長 なければ、日程四六、
東川手村花見に停車場設置の請願、増
田甲子七君紹介、文書表番號第一二二
〇號。日程四七、三笠町彌生に停車場
設置の請願、岡田春夫君紹介、文書表
番號第一二三一號を一括上程します。

○井谷委員 東川手村花見に停車場設
置の請願要旨を申し上げます。長野縣
東筑摩郡東川手村花見は、篠ノ井線明
科驛と西條驛九キロ七分の中間に位
し、關係六箇村四十部落の毎日の鐵道
利用者は二里、三里の道を歩まなけれ
ばならない。また木材、薪炭、石炭、
麥、雜穀、生繭その他各種物資の搬出
にも多大の不便を感じている。ついで
は速やかに該地に停車場を設置されたい
というのであります。

次に三笠町彌生に停車場設置の請願
要旨を申し上げます。北海道空知郡三
笠町彌生は、彌生炭礦を中心として
發展した一大部落であるが、交通状態
は幾希の難澁は大である。しかも本年
五月の幾希の火災によつてその困難
は一層大となつた。ついでに速やかに
彌生に停車場を設置されたいというの
であります。

○田中(源)政府委員 東川手村花見に
停車場設置の請願であります。こ
れは篠ノ井線明科、西條驛間九キロ七
分の間にあります東川手村は四箇
村の部落から請願を受けておるような
わけでございます。しかしこの事態を
見ますと、しばしば申します通り
に日本はごく短距離間に鐵道がありま

して、ローカル・ラインとは言いが
ない、それがために非常に鐵道の運行能
率を下げておる面もあるものでありま
す。殊にまた技術面から見まして、勾
配の關係等によりましてとうていでき
得ないところもございまして、この線に
おきましてはスイッチ・バックの箇
所が相當あるのでございまして、まこ
とに請願の要旨に副いにくいことを申
し上げるわけでございます。財政とか
資材とかいう面はもちろんのことで
ございますが、技術面から考慮いたしま
しても、當分請願の要旨におこたえい
たすことはできないと存するのであり
ます。

次に三笠町彌生に停車場設置に關す
る件であります。本件も技術面にお
きまして非常に困難な實情に置かれて
おるのであります。いわんや資材、
財政等の面と相ましまして、請願の要
旨に今おこたえをいたすということ
は、でき得ない事態にあることを御了
承願います。

○正木委員長 本請願に對する質疑は
ありません。

○正木委員長 なければ、日程三六、
常野線を水戸まで延長の請願、葉梨新
五郎君紹介、文書表第九七二號。日程
三八、常野線を水戸まで延長の請願、
葉梨新五郎君紹介、文書表第一〇〇八
號はいずれも同趣旨でありますので、
一括上程いたします。代理説明者井谷
正吉君。

○井谷委員 常野線を水戸まで延長の
請願の要旨を申し上げます。茨城縣東
茨城郡石塚町外關係十數箇町村は地勢
が平坦で、道路が整備しており、かつ
那珂川對岸西北部から多量に産出する

木材及び諸物資の輸送路に當り、近く
に水戸市を控えて交通量大であるにか
かわらず、現在にはわずかに不完備なる
茨城鐵道によつて細々と搬送している
状態で、沿線住民の不利不便は言語に
絶するものがある。さういふ栃木縣茂
木町より本郡御前山に至る路線に國營
バスが運行している。この常野線
を水戸まで延長されたいというのであ
ります。なお一〇〇八號も同一趣旨で
あります。

○川村説明員 常野線を延長いたしま
して、御前山から水戸まで二十五キロ
乗り入れてくれといつたような請願の
御趣旨でありまして、非常にごもつと
もであります。本區間には御前山、
赤塚間に茨城縣鐵道が現在運営中であ
り、また一部の民營自動車は目下運休
中でありまして、民營業者の強化育成
により、運休區間の復活をはかりたい
と思ひます。

○正木委員長 本請願に對する質疑は
ありません。

○正木委員長 なければ、日程二六、
納田終、鶴ヶ岡間の道路を國營バス運
行路線に認定の請願、坪川信三君紹
介、文書表第三三〇號。日程三二、直
方、福岡國營バス運輸開始の請願、
淵上房太郎君紹介、文書表第三七〇
號。日程三三、松本より二路線に、明
科より二路線に、及び山清路、上田間
に國營バス運輸開始の請願、増田甲子
七君紹介、文書表第六三七號を一括上
程いたします。代理説明者井谷正吉
君。

○井谷委員 納田終、鶴ヶ岡間の道路
を國營バス運行路線に認定の請願の要
旨を申し上げます。福井縣遠敷郡奥名

田村納田終より京都府北桑田郡鶴ヶ岡町間は福井縣蘆南地方と京都府とを結ぶ重要路線で、福井縣蘆南の海産物を初め、沿線地域の豊富な林産物を京都方面に搬出するために重要である。ついではこの重要な路線を國營バス運行路線に認定されたいというのであります。

次に直方、福岡間國營バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。直方市より宮田町を経て福岡市に至る路線は、日本石炭の寶庫である筑豊炭田と、福岡縣の政治文化の中心地たる福岡市とを連絡する唯一の交通路である。ついでには産業の進展上、また文化の向上にも至大の影響ある點に鑑み、筑豊炭田の中心都市直方市と福岡市との間に國營バスを運輸されたいというのであります。

次は松本よりの二路線に、明科よりの二路線に、及び山清路、上田間に國營バス運輸開始の請願であります。地方民の極度の不利不便を排し、地方産業の發展、文化の向上、並びに現在急迫している食糧事情打開のため(一)松本市より長野市間(二)松本市より上田市間(三)明科より大町間(四)明科より上田市間(五)山清路より上田市の各路線に國營バスの運輸を開始されたいというのであります。

○川村説明員 納田終、鶴ヶ岡間の道路を國營バス運行路線に認定せよとの仰せでございますが、現在の計畫線も國營自動車の計畫線と直營線に連絡をすることになりますので、私どもの方でも計畫したことがあるのでございませう。現在は道路がまだできておりません。道路の開通をまちまして考慮したい。かように考えておるのであります。

次に直方、福岡間國營バス運輸開始の請願の件について御説明申し上げたいと思ひます。直方市と福岡市とを結んで初めて直方線は完成いたしますので、昭和十八年の二月一日に本線を開設いたしました當時から連絡を考へておつたのでございませうが、大鳴峠の隘道工事が完成いたしましたので、今日まで至つたような次第でございます。隘道が完成いたしましたので、道路が整備いたしましたの機におきまして實施を考慮いたしたい。かように考えております。

次に松本よりの二路線に、明科よりの二路線に、及び山清路、上田間に國營バス運輸開始の請願でございますが、本路線のうち上田、松本間は國營自動車の決定路線でございますし、その他の路線も地方道路系統上重要なものであります。上田、松本間には現在民營バスがございまして直通運輸を開始しておりますが、その他の各路線につきましては、民營の自動車は運行されておらず、結局地方交通の圓滑化に努力をしておるのであります。現在、豫算資料その他の事情もございまして、當分の間これらの民營の自動車の育成強化に努めまして御要望におこたえたいと考えております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。

○正木委員長 日程第四三、大樹、豐頃間國營バス運輸開始の請願、文書表番第一一七六號。日程第五〇、大樹、佐伯兩驛間に國營バス運輸開始の請願、第一二五〇號を一括上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 大樹、佐伯兩驛間に國營

バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。大分縣豐肥線大樹驛から日豐線佐伯驛に至る約五十キロの區間は、國道三十六號線によりいかなる車の運行も容易であるが、大樹驛から大野郡川登村の間約二十キロに民營バス一臺が一日一回だけ運行している。しかもしばしば故障のため運轉休止一箇月以上にも及び沿線住民の不便は大である。ついでには速やかに大樹、佐伯兩驛間に國營バスの運輸を開始されたいというのであります。

次に大樹、豐頃間國營バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。北海道中川郡豐頃村より廣尾郡大樹村に至る路線は、南十勝の寶庫である豐頃、大津、大樹の三村を結び、さらに十勝唯一の漁港廣尾に直結する重要路線で、南十勝の開発は一に本路線の新設にかかつてゐる。なお本路線沿線の豊富な法産資源も活用できない現状にある。ついでには速やかに本路線に國營バスの運輸を開始されたいというのであります。

○川村説明員 大樹、豐頃間國營バス運輸開始の請願につきまして御答へいたします。本路線につきましては前議會にも請願がございまして、帶廣地帯開拓事業の一環として研究いたしましたのでありますけれども、豫算、資料その他の事情からいたしまして早急に實施は困難かと思われまふ。なお北海道内におきまして國營自動車の運行につきましては、北海道の擴張計畫をとくににらみ合せて、實情調査の上研究いたしたいと考えております。

次に大樹、佐伯兩驛間に國營バス運輸開始の請願の件につきまして御説明いたします。まことに地方交通上重要な路線と考えられますが、先ほど來申し上げておりますように豫算、資料その他の面が非常に窮乏でございますし、本路線につきましてもさしあたりは現在運行中の民營のバスの育成強化によりまして、輸送力の圓滑をはかり、御要望におこたえたい。かように考えております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありますか。

○正木委員長 なければ、日程第三、人吉市よりの三路線に國營バス運輸開始の請願、福永一臣君紹介、文書表番第五九號。日程第九、大野、白鳥間國營自動車運輸開始の請願、安東義良君紹介、文書表番第八四號。日程第一〇、浦幌、本別間國營バス運輸開始の請願、森三樹二君紹介、文書表番第九八號。日程第一二、新庄より金山、眞室川、酒田、余目、清川、八向を経て新庄に通ずる國營トラック運輸開始の請願、國司安正君紹介、文書表番第二二〇號を一括上程いたします。

説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 人吉市よりの三路線に國營バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。熊本縣球磨郡及び人吉市地方は、同縣の五分の一を占める廣大な地域であるが、鐵道はわずかに二本で、山元からの輸送は一會社に依存しているが、その輸送力ははなはだ微弱で、運賃が高いので、生産業者は漸次生産意欲を減退しつつある。ついでにはこれが打開のため、人吉市から同縣球磨郡五木村に至る路線、人吉市から宮崎縣西諸縣郡加久藤村に至る路線、人吉市から鹿兒島縣伊佐郡大町に至る路線に、國營トラック並びにバスの運行を

開始されたいというのであります。次に大野、白鳥間國營自動車運輸開始の請願の要旨を申し上げます。福井縣大野郡大町から越前縣美濃白鳥驛に通ずる路線は、きき運轉省當局の實地調査の結果國營自動車要路と認定され、すでに道路改修計畫も立てられ、國營バスの運行も實現の運びとなつたように聞き及んでおりますが、未だ著手を見ていないのであります。ついでには速やかに前記區間に國營自動車の運輸を開始されたいというのであります。

次に浦幌村、本別間國營バス運輸開始の請願の要旨を申し上げます。北海道十勝郡浦幌村は、農、林産物に富み、かつ廣大な未開地を有しますが、交通さむくて不便でありまして、これら物資の集荷搬出の上に多大の支障を來しております。ついでには速やかに浦幌村浦幌から中川郡本別町に至る道地方鐵道に國營バスの運輸を開始されたいというのであります。

次に新庄より金山、眞室川、酒田、余目、清川、八向を経て新庄に通ずる國營トラック運輸開始の請願の要旨を申し上げます。山形縣最上郡は全國有数の木材、石炭、亜炭、石油等の地下資源が豊富であり、かつその大部分は輸送難で未開發のままにたつて残されております。しかるに本年三月五日に新庄から金山、眞室川、酒田、余目、清川、八向を経て新庄に通ずる國營トラックの運輸開始の内示がありました。地元の運送業者の反對で實施に至つていないのであります。その後町村會と運送業者とが懇談して了解が成立いたしました。ついでには速やかに該路線に國營トラックの運行を開始されたいというのであります。

○井谷委員 大樹、佐伯兩驛間に國營

○川村説明員 人吉市より三路線に國營バス運輸開始の請願につきまして御説明申し上げます。貨物自動車運輸につきましても、熊本縣下における進駐軍關係工事用物資の輸送、あるいは生活必需品輸送のために、輸入車によつて貨物の運輸をなす計畫をつくりまして、早急に實現をはかりたいと思つておりまして、目下のところトラック十輛、トレーラー十三輛をこれに充てるように計畫をきめております。一方國營バスにつきましては豫算、資材その他の事情からして、早急に實施することは非常に困難でないだろうかと思つております。

次に大野、白鳥國營自動車運輸開始の請願につきましてお答えいたしますが、これは去る十月十日に開業いたしました。旅客運輸を實施中でございます。

次に浦崎、本別國營バス運輸開始の請願につきまして御説明を申し上げます。本路線につきましては第九十議會においてすでに請願が採擇されておりますので、目下鐵道局の調査資料によりまして研究いたしておりますが、この區間は昨年度決定いたしましたところの開拓路線の帶廣地帯延長の一部として考慮することが適當と存じておりますけれども、その實施につきましても、同地帯の最も重要な路線から逐次選定いたしまして、開業を考へておるのでございまして、本區間につきましても、目下の豫算、資材、車輛その他の事情から見まして、開業が非常に困難でなからうかと考へております。

最後に新庄より金山、眞室川、瀧田、

餘目、清川、八向を経て新庄に通ずる國營トラック運輸開始の請願につきまして御説明申し上げます。本區間におきましても、この省直營の旅客運輸の實施にあたりましては、一應實施をはかる豫定で計畫をいたしたのであります。が、地元業者の反對が非常に熾烈でございまして、實施の困難のような事情となつております。最近車輛の事情、豫算の事情、資材の事情、すべて惡化したしまして、目下のところ實施は非常に困難のような状況になつております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありませんか。

○正木委員長 日程第一九、幸崎、中判田兩縣間に國營自動車運輸開始の請願、安田幹太郎紹介、文書表第二七三號を上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 幸崎、中判田兩縣間に國營自動車運輸開始の請願の要旨を申し上げます。日豊線幸崎より豐肥線中判田間は、運輸交通に重大な役割を占めてゐるにもかかわらず、交通機關としてはまったくなく、住民の不便はの上ないであります。しかも終戦後沿線一帯の産業の復興目ざましく農林、海産物、特に木材は蓄積のまゝ腐敗している状態でありまして、同時に該地域の軍關係施設が平和産業工場に轉換を遂げ、ますます交通機關の必要を見るに至つたのであります。ついでには速やかに該區間の國營バス運輸開始を實現されたいのであります。

○川村説明員 幸崎、中判田兩縣間に國營自動車運輸開始の請願につきましてお答えをいたしたいと思います。本

路線は既設の國營自動車線佐賀關線の延長でございまして、まことにごもつもの御要望と思われれますが、現下の豫算その他の事情よりいたしまして、實現がきわめて困難のように考えられます。一應現在の民營自動車の輸送力の育成強化によりまして、御要望におこたえたい、さうに考へております。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありませんか。

○正木委員長 日程第二、長岡鐵道買收に關する請願、清澤俊英君ほか三名紹介、文書表第四九號。日程第四、栗田村停車場設置の請願、山下春江君紹介、文書表第六三號。日程第五、鐵道運賃値上を國會に付議その他に關する請願、相馬助治君紹介、文書表第六四號を一括上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 長岡鐵道買收に關する請願の要旨を申し上げます。信越本線來迎寺驛から寺泊港に通ずる長岡鐵道は、その沿線には重要な施設が多く、農水産物も豊富であります。しかも寺泊港は佐渡航路の連絡港として重きをなしております。しかるに本鐵道は國有鐵道にくらべて、運賃も高く、運輸回数も少いので、會社は經營難に陥つております。ついでには該鐵道を國營に移管されたいのであります。

次は栗田村に停車場設置の請願であります。福島縣栗田村要田村は、新越東線三春驛と船引驛との中間にありますが、村民は産業交通上多大の不便を感じつたのであります。ついでには同村字栗田に停車場を新設されて、村民の利便をはかられたいのであります。

第五の鐵道運賃値上げを國會に付議す。次は鐵道運賃値上げを國會に付議その他に關する請願であります。鐵道運賃の値上げは學生生活に多大の影響を與えるものであります。ついでには鐵道運賃の値上げは單に省令によることなく、國會の議に付し、もした運賃値上げとなつた場合は、學生の運賃は文部省發行の學生割引證の六割引として、普通學生定期券は現狀のままにとされたいのであります。

○田中(源)政府委員 長岡鐵道買收に關する請願であります。本鐵道は省線の間にはさまれて非常に經營が困難になつておるから、買收してくれという請願であります。本會社の企業内容を調査いたしました場合、この會社は合理的な運営において、成り立つ方法もあるものであります。要するに冬期間非常に雪が深いために、一定の期間を休むということが會社の企業の上において非常に影響を與えておる面もございまして、この鐵道の一部をバスと併用するとか、あるいはバス事業に轉用いたしますならば、この會社は當然企業の内容において成り立つべき筋合いのものであります。いま少し會社の經營者自體が企業に身を入れて、買收に依存せずしていくことが肝要であります。それらのことに關しましては運賃省自身といたしましては、できる限りの援助を惜しまないものであります。右請願にお答え申し上げます。

第四の栗田村に停車場設置の請願であります。本地方は私も視察いたしましたので承知いたしております。しかしながらこの地方におきまます勾配その他の技術面において、停車場設置は困難であります。

第五の鐵道運賃値上げを國會に付議その他に關する請願であります。學生運賃その他一般運賃の引上げに關する問題に關しましては、これは國會に付議することは財政法第三條によつて規定されておることでありまして、今回の鐵道値上げに關することは、申すまでもなく新物價體系の成立に伴ひ、やむを得ず運賃省として同意いたしました次第であります。運賃省といたしましては企業の合理的な經營の見地からいたしまして、少くともつと合理的な運賃の値上げをいたすべく考へておつたものが、上述のごとき新物價體系と下可分の關係において、一部旅客運賃値上げをいたした次第であります。當時その問題に關しましては、當委員會及びその他の機會において、大臣及び政府委員より十分に御説明申し上げた次第であります。しかしながらこの國會法第三條によるところの運賃値上げは、國會に諮るべきが當然であります。目下これに關する法律案も議會に提出されておることでございますので、それらの審議の模様を見まして、將來適當に考慮していきたく考へておる次第でございます。

○正木委員長 本請願に對する質疑はありませんか。

○正木委員長 なければ、日程第六、瀧田、今福間鐵道連成の請願、木村小左衛門君ほか三名紹介、文書表第六六五號。日程第八、三國線を三國港まで運轉延長の請願、坪川信三君紹介、文書表第七四號。日程一一、山陰線經由東京、下關間直通列車運輸の請願、庄司彦男君ほか三名紹介、文書表第一九

○號。日程第一三、木原線全通工事施行促進の請願、片岡伊三郎君紹介、文書表番號二七七號を一括上程いたします。説明代理者井谷正吉君。

○井谷委員 濱田、今福間鐵道速成の請願の要旨を申し上げます。島根縣濱田市から同縣那賀郡今福村に至る鐵道は、昭和十二年路面が完成し、レールを敷設するまでになつておりました。が日支事變のために工事はとりやめとなつたのであります。しかるに同沿線地方は農、林、水産物が豊富であり、すので、速やかにこれが完成をはかられたいというのであります。

次は三國線を三國港まで運輸延長の請願の要旨を申し上げます。北陸線の支線である三國線は、戦力資源確保のため一時撤収されました。しかるにその後關係地方民の要望によりまして、列車運轉は再開されましたが、全面的復活でなく、蘆原、三國港兩駅間は京福電車線を併用して、朝夕二往復だけ直通運轉されておる現状であります。ついては速やかに三國港まで全面的運轉を復活されたいというのであります。

次に山陰線經由東京、下關間直通列車運轉の請願の要旨を申し上げます。鳥取、島根兩縣の物資は、現在の危機突破に重大なる任務をもつております。その輸送に際して東海道から山陰にはいるのは、物資の搬出上の不便、また産業の不振、文化の滯滞を來すことが多大でありますから、山陰線經由東京、下關間直通列車を一本開通されたいというのであります。

木原線全通工事施行促進の請願の要旨を申し上げます。千葉縣木更津市から房總半島を横斷して、同縣夷隅郡大

原町に至る木原線の完成は、地方産業の開發上最も重要なものであるが、同線延長四十五マイルのうちわずかに約六マイルの未完成區間を残して、全線の開通を見ないことはなほ遺憾であります。ついては速やかにこれが全通をはかられたいというのであります。

○田中(源)政府委員 濱田、今福間の工事は第五十二議會で建設費豫算に計上して、すでに土工事はできておりますが、戦時中よりの資材、財政の面で残つておるようなわけで、今後これらの面の見通しがつき次第、開通をいたしていただきたいと考えております。

それから三國線を三國港まで運輸延長の請願でございますが、この請願の要旨に對しましては、石炭その他資材の面が許される時期までは、請願の要旨におこたえいたしかねるのであります。しかしできるだけ請願の要旨には一刻も早くこたえたいと、せつかく努力をいたす考えであります。

山陰線經由東京、下關間直通列車の運轉の請願に對してお答えいたしますが、本請願の要旨に對しましては、できるだけ近き將來におきまして、出雲、今市經由の山陰線より東海道線經由、東京に至る急行列車を増設いたしたい考えをもつております。但し下關より

直通と申しますことは、下關、門司及び博多よりは定時急行列車が出ております。旅客の輸送量の面から考へてみまして、ただいま申しました通り、下關、出雲、今市間はローカル列車で用をたせるのじやないかと思つております。従つて、今後考へております線は、山陰線、福知山線、東海道線經由で東京に至るところの運轉をいたし

たいという考へ方をもつておるわけでありませう。これも申すまでもなく、石炭の量に左右されるのでありまして、配炭量が十分ありましたらば考へていきたいと思つております。なお車輛の面におきましては相當窮乏でございますが、できるだけ配炭へあれば車輛の面は勘案していただきたいと思つております。

木原線は大平洋、東京をつなぐ鐵道でございます。本鐵道の一部は中斷されておる、すなわち戦時中において工事が中止されたのでございまして、本工事につきましては四十メートル餘の橋梁も必要でございますし、五、六箇所の隧道も必要でございます。約六千五百六十萬圓の豫算を要すると思つております。これらの資材、豫算のために制約されておるのでありまして、將來において豫算、資材の見通しがつき次第、これを實現する考へてございませう。なお本區間内におきましては、一應この路線をつなぐために省營自動車を目下考慮いたして、最近に一應實情を調査いたしたいと考えておるようなわけでございませう。

〔委員長退席、山崎(岩)委員長代理 著席〕
○山崎(岩)委員長代理 本案に對して質疑はございせんか。
○山崎(岩)委員長代理 それでは日程第一六、柏崎附近近海川鐵橋等の徑間擴張工事施行の請願、田中角榮君紹介、文書表第二六四號。日程第一七、山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願、庄司彦男君ほか三名紹介、文書表第二六七號を一括議題に供します。井谷君。

○井谷委員 柏崎附近近海川鐵橋等の徑間擴張工事施行の請願の要旨を申し上げます。山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願の要旨を申し上げます。山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願の要旨を申し上げます。

徑間擴張工事施行の請願の要旨を申し上げます。柏崎市及び刈羽郡地方は、數回にわたる大洪水に際して信越線路によつて鶴川を中心とする水勢が阻止せられ、これがため線路以南の地域の灌漑がなはだしく、水害が大で、ついで住民は耐えられない状態にある。ついで直江津基點三五キロ七二〇メートルの鶴川橋梁、三五キロ九四〇メートルの第一把馬川橋梁及び三六キロ六九メートルの第二把馬川橋梁の徑間擴張工事を施行されたいというのであります。

次に山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願の要旨を申し上げます。山陰線餘部鐵橋は、日本鐵道中最長のもので、脚下二百數十尺、常に日本海の潮風にさらされて、鐵骨の腐蝕はなはだしく、中にはその負荷に耐えられないものもある。このまま放置しておけば何時變事が發生するやも知れず、もし列車通過中に事故が起れば數千の死傷者を出し、かつ山陰線の交通は杜絶し、京阪神の經濟生活に多大の打撃を與える。ついては速やかに該鐵橋の補強修理をされたいというのであります。

○田中(源)政府委員 ただいま議題になりました二案について政府の意見を申し上げます。柏崎附近近海川鐵橋等の徑間擴張工事施行の請願でございますが、これは鶴川の上流に對する砂防工事並びに治山治水工事及び鶴川の河川改修を根本的にいたされませんと、鐵道といたしましてはこの徑間工事をいたしたとしても、自然的にそのいたした工事が崩壊いたします。従つて治山治水と河川整理が行われますことを條件といたしまして、その工事と並行でなければ、徑間工事をいたしまして

も無効でありますので、これにとらゐ合せて今後やつていきたいと存じます。

なお山陰線餘部鐵橋補強修理施行の請願でございます。これは非常に溪谷の間に鐵橋が架設されておるのであります。この鐵橋は、架設當時は日本の橋梁架設の粹を集めて架設した鐵橋でございます。それに對して技術面におきましては鐵道技術研究所の第二部第二設計課で詳細な調査を行ひまして、強度計算の結果、強度的には現行荷重に耐え得ることを確認しております。

それから二十二年五月二十五日から五月二十九日まで同所第二部構造研究室並びに試験課でそれ／＼現地について應力測定、振動測定を實施、これらの記録を整理検討したが、危険な状態とは認められないという報告がきておるのでございまして、その振動量は軌道方向直角に約三ミリであるという報告であります。以上のほかもちろん日本海の潮風が参りましたその橋梁の鐵材を腐蝕せしめますため、腐蝕を防ぎます塗布済を用いて、できるだけこの塗布を再三繰返しておる次第であります。しかし請願の御要旨にもあります通り、もしこの橋梁が一瞬にして危険な状態に陥りますことは、山陰線が中斷される結果になりますので、絶えずこれらの面につきましては注意をいたしまして請願の趣旨に副うようには平素心掛けておる次第でございます。

○山崎(岩)委員長代理 本案に對して質疑はございせんか。
○山崎(岩)委員長代理 日程第一五、大垣、垂井兩驛間に簡易停車場設置の請願、武藤嘉一君紹介、文書表第二三七

議を議題といたします。

○井谷委員 大垣、垂井兩驛間に簡易停留所設置の請願の要旨を申し上げます。大垣、垂井兩驛間の距離は比較的に長いのであるが、途中交通機関がないので、大垣附近への通勤者は、多大の勞苦を忍んで大垣若しくは垂井に出てゐる。ついでには兩驛間に簡易停留所を設置されたいというのであります。

○田中(源)政府委員 大垣、垂井間は御承知の通り、東海道線におきまして、積雪量の多い所でございます。従つて請願の趣旨にこたへたいのでございますが、何分日本の幹線鐵道でございます。日本は世界にまれに見る列車の發着回数の多い國でございます。これに對する諸般の準備をいたさなければ、簡易驛たりとも設置できない。かような意味から考察する場合において、ただちに請願の御趣旨に副い得ることは困難であるということを御了承願いたします。

○山崎(岩)委員長代理 本案に對して御質疑はございませんか。

○山崎(岩)委員長代理 日程第二〇、博多、壹岐、對馬間國營連絡鐵路開設の請願、本田英作君ほか一名紹介、文書表第二二八號。日程第二四、北陸線電化促進の請願、坪井信三君ほか二名紹介、文書表番號第三二六號を一括して議題に供します。

○井谷委員 博多、壹岐、對馬間國營連絡鐵路開設の請願の要旨を申し上げます。本請願の要旨は、壹岐、對馬の産業、經濟、教育、文化の發達は、一に本土との海上交通機關の完備によるほかはない。しかるに現在本土との航路はわずかに私營の小型船を使用する

のみで、風波に際しては五日ないし一週間の缺航を見ることがしばしばで島民の不便は多大である。これがため島の發展を阻害されるのみならず、玄海の荒波を乗り切るのに危険不安を感ずる。ついでには博多、壹岐、對馬間に國營連絡航路を開設されたいというのであります。

次に北陸線電化促進の請願であります。その要旨は、福井縣は國內有数の農業生産縣であると同時に纖維製品の本場として、日本再建に最も重要な食糧問題解決並びに對外貿易の上に重大な使命を擔つてゐる。しかるに北陸線は十七の隧道をもち、煤煙による人畜、貨物の被害はこの使命遂行上大きな阻害を來してゐる。ついでには速やかに北陸線の電化を促進していただくたいのであります。

○田中(源)政府委員 博多、壹岐、對馬間國營連絡鐵路開設の請願でございますが、なるほど博多、壹岐、對馬に對しましては、玄海の風波の關係上、殊に冬季間において、小型船舶においては航行がまことに不圓滑であり、兩島民からの請願御趣旨もつとも存じます。しこうして本請願に對しましては、すでに目下引揚げに使つておりました船舶を雇船してござりますし、その他においても五百トン級の船を一隻雇船いたしましたし、もうすでに請願における趣旨には十分におこたへいたしました。著々と航路に、就航いたしておる次第でありますから、この點はどうぞ請願の趣旨が達せられておると御了承願いたいと思つております。これは要するに現在の民間の私企業に對してさういふ手をとつておるのであります。民間の要請にはもうこたえてお

ると思つてありますが、これは省營において航路を開設しようというのであります。しかしこの民間企業において、ただいま申しましたように、すでに八百トン級及び五百トン級のものが雇船せられて、要請にこたえておるのでございまして、民間におきまする企業を強化しておるのでございまして、今日の省より、すべての企業においては採算のとれざる企業は十分注意しろというわけでも、警告を受けております關係上、今日はその面から考慮いたしました。また民間の企業において十分であるというところを見ておるような次第でございますから、右より請願に對してお答えを申し上げます。

○山崎(岩)委員長代理 本案に對して御質疑はございませんか。

○井谷委員 ありがとうございます。

○田中(源)政府委員 次に北陸線電化促進の請願に對してお答えいたします。本請願に對する政府側の意見といたしましては、すでに當初全國の電化方針に關する意見は申し上げておるものであります。今後における財政、資材、電源、各方面のものが確保せられた場合において、順次主要幹線、特殊路線及び最も交通量の多い所から、逐次電化をいたしていきたいと思つてあります。これは先般當委員會において申し述べました通り、國鐵の企業の合理的な面において、その一つの手段として行つてございまして、北陸線電化促進に對しては、右よりの根本方針に則つて遂行いたしていきたいと考えております。右より當請願に對する政府の意見を申し上げてお答えいたします。

○山崎(岩)委員長代理 本案に對して御質疑はございませんか。

○山崎(岩)委員長代理 日程第五六、大澤假停車場昇格の請願、神山榮一君紹介、文書表番號第一二八五號。日程第五七、富山港線拂下げに關する請願、鐵道員佐君紹介、文書表番號第一三〇五號、右一括して議題に供します。井谷君。

○井谷委員 大澤假停車場昇格の請願の要旨は、新潟縣南魚沼郡石打村及びその附近地區は人口密度が濃厚であり、石打村は同地方の農産物集散の中心地である。それですでに大澤假停車場が設置されてゐるが、近時その發展が著しく、その要求に應じ切れない。そのため住民は同驛昇格運動を起してゐるが、まだ實現を見ない。ついでには大澤假停車場を昇格されたいというのであります。

次に富山港線拂下げに關する請願の要旨を申し上げます。富山港線は民營として發達した地方鐵道であるが、戰時中國有鐵道に買収された。しかるに戰争終了後事情一變した現在、お全國營的の運營方針を取ることは地方産業の振興に悪影響を及ぼす。ついでにはかかる弊害を除去し、本線本來の使命達成のためと速やかに前經營者に拂い下げられたいというのであります。

○田中(源)政府委員 富山港線拂下げに關する請願より先にお答えいたします。本請願に對しましては、一般鐵道拂下げに關するものは、省議をもつて拂下げないことに決定いたしましたのであります。従つて富山港

線を拂下げするならば、新たに拂下げに對する暫定方法の基礎をつくつてまいりまして、價格決定に關する法律案並びに拂下げに關する法律案を制定いたさなければならぬのでございます。さういふ觀點から、今回は富山港線も拂下げをいたさないことにいたしておる次第でございます。

○山崎(岩)委員長代理 本案に對して御質疑はございませんか。

○井谷委員 海運國家管理法制定に關する請願の要旨を申し上げます。從來船舶運賃會の建議する法令は、戰時立法であつて、その效力も昭和二十二年九月末日には失効することになつてゐるが、今日なお戰時法令が生きてゐることは不適當であるから、速やかに海運國家管理法を制定されたいというのであります。

○田中(源)政府委員 本請願の要旨は、ごもつとも存じます。従つて政府は今後民主的な海運のあり方に關しまして、戰時特例を漸次廢止する方針をもつております。同時に、新たな海運の運營方法を考慮いたしていきたいと思つてゐるが、御承知のごとく目下百トン以上の船舶は關係筋の手によつて管理されておる實態であります。その筋ともよく交渉をいたしまして、今後

そこで私もこの公聴會において聴きましたところの民論、並びに港灣とか航路を視察いたしましたことをごく簡単に御申し上げてみたいと思ひます。八幡濱市におきましては、大體八幡濱と大分の方の直行線ということに對して非常に御希望のある方が多かつたのであります。しかしながら宇和島から八幡濱、大分、別府をつなぐところのいわゆるZ線型でやつてもいい。もし政府の方でそうやる希望ならば、やる意思があるならば、そういうZ線型の航路にしてみてもいい。強いて直行線を主張するものでない、こういうような議論でございました。それから宇和島の方では、どうしても宇和島から八幡濱、大分、別府をつなぐところのZ線型でなければ困る。もし省營でこのZ線型をやつてくれればいいけれども、Z線型でない、ただ八幡濱と大分をつなぐという直行線であるならば、われ／＼はむしろ民營がよろしいということでありました。そうしてあの宇和島の港を見ましたが、非常にうづ高くなつておりました、坑木が面から出るところの木材の集散地として、宇和島が非常に價値のある港であると私も考へたのであります。それで宇和島港としては、この航路を経済的に運用するならば、どうしてもZ線型でなければならぬ。こういうことで非常に熱心にこのZ線型というものを主張されていたわけでありました。それから別府に参りまして見ましたが、別府の方でもやはりZ線型というものを希望しておる。大分の市、それから別府市並びに縣當局においてもこれを非常に主張されていたような次第であります。なおそのほかに一般の希望といたしましては、とりあえず宇高線、山陽丸とか、あるいは南海丸、水島丸という三隻があるわけでありまして、これらを配船して、そうしてこれをばなすべく早く實現をしていただきたい、こういう意見でありました。それから宇和島におきましては、土佐の影野、伊豫の吉野生間のいわゆる四國循環鐵道であります、この循環鐵道というものを一日も早く急速に完成せしめるように當委員會として盡力をしてもらえぬかということ、これは關係隣接町村の町村長や、あるいは有力者の方々が多數お見えになつておりました、この意見も熱心に述べておられたような次第であります。それから八幡濱におきましては、港灣の修築という問題と、臨港線をば急速に著手していただけないか、こういう熱心な主張を拜聴いたしましたような次第であります。

それから大分でございますが、大分は前に二億圓以上を費してこしらへた築港でございます、まことにうづつばでございますが、しかしながら臨港線がないためにほとんど死んだ港みたいになつておりました、宇和島あたゝを見ただけから申しますと、大分港というのは感じから申しますと、大分港というものはまことに淋しい港であるという感じが私どもは非常に抱きました。こゝでもぜひとも臨港線を急速に著手するように計畫していただきたいということ、市長あるいは市會議長あたりも熱心にこのことを私どもに主張されたような次第であります。かようなわけでございまして、この九・四連絡航路、いう問題は、今や宇和島、八幡濱を中心といたしまして、

重大な地方問題、いわゆる地方の政治問題と云いますか、そういう問題で、ただいまではもう大人であらうが、子供であらうが、女であらうが、男であらうが、皆この問題に對して非常な熱意をもつてやつておるわけでありまして、私どもも驚いたような次第でございます。なお別府におきまして大分の市長、市會議長その他市會議員とか、並びに縣知事その他も見えましたが、これも九州の重大なる問題として、九州と四國をつなぐ重大な問題であるから、これは單に大分、別府の問題ではない、九州全體の問題であるから、政治的に大きく取扱つてやつていただきたい。かような主張でございまして、すこぶる熱心な態度をもつて知事初め市長、市會議長、その他の方々からもわれ／＼に熱心に陳情されたような次第であります。

大體私が右申し上げましたようなことが今同視察中に受けた感じでありまして、いずれの港も戦争のためでございまして、非常に荒れておりました、今後政府としては十分にこの港灣という問題には力を入れていただくかなければならぬ。どうも政府の方でも鐵道とかその他の問題には、運輸省は力を入れておられるが、あまり港灣の方に力を入れておられないという、ことを私どもも聞いておりましたけれども、現在實際を見まして、どこの港も實に荒れ果てて、なぐまでも港が荒れておるかというのを私は痛切に感じたような次第でございます。なお私ども委員といたしましては、まだ質問に對してこれをばどうするかというこの決定をいたさないわけでありまして、ま

ず私は本日これを皆様に私の視察いたしました概略を御報告申し上げました、なお政府の御意見を承つてから、委員會においては十分この問題を取上げて、そして御決定をお願いしたいと考えているような次第でありまして、ごく簡単にありますが、私どもが視察したところ並びに地方の民論を率直に御報告申し上げて、皆さんの御参考に供した次第であります。右御報告申し上げ

○田中(源)政府委員 たいま議題になつております九・四連絡航路開設に關する諸願に關しまして、委員會の御調査の結果を拜聴しました。私ども運輸省の意見を申し上げるということ、でございますから、ただいまから運輸省の意見を申し上げます。

九・四連絡航路開設に關して、關係地區の最も熱心なる、誠意のある陳情をしば／＼承りました。その結果まず運輸省といたしましては、前大臣の下に私がこの調査をいたすことに相なりまして、第一に各文獻による調査をいたしました次第であります。私は大分港は大分港改修前より、地形ないしは改修中及び改修後の状況はよく存じておりますし、別府港も存じております。宇和島港はかつて一度参りました。八幡濱港は一度通つたのみでございまして、大分、別府港のように詳細に存じておりません。従つてその文獻によつて地方産業、旅客の状況、その他生産物の集荷状況、人口、觀光客への施設等を一應觀光局の古い統計などによつて調査いたしましたのであります。しかしして現地に参りまして、別府、大分兩港は大體存じておりますし、それから豊後海峡はしば／＼自分も通つた體験もござ

いますので、その間に現在民營として行われている關西汽船の航路を調査したのであります。豊後海峡の潮流、風波、氣候等をまず勘案して、さらに八幡濱港及び宇和島港の港内施設、ヒンダーランドとの關係、同時に港灣の概況、港灣陸上施設の概況等を一應拜見いたしました次第であります。産物及び經濟交流の状況、九・四間における過去の關西汽船の旅客の輸送状況その他民營と官における旅客の輸送状況、及び一般貨物の輸送状況等を調査いたしました次第であります。この總括的な調査の結果を申し上げますならば、まずもつて四國循環鐵道の一部未開通のため、旅客の大半は高濱、別府航路に吸収されております。従つて海上の汽船の状況は改善を加へられております。また關西汽船の旅客状況を見ますならば、定員を充足し得る平均の數字が現われていない、かような實態でござい

ます。しかも東九州一體の産物と、南豫土佐にかけての産物とはやや四散いたしております。すなわち足摺岬より室戸に至るこの海岸線より受けとるものの氣温に對する陸上生産物の概況と、宮崎縣の中間部より大分縣の薩摩港に至る生産物とはやや四散をいたして、同種類の生産状況にあると申し上げて差支えないのであります。従つて物資の面におきましては、交通がすぐで一般機帆船並びにその他の汽船において行われている以外は、ほぼ特殊な物資以外においては生産條件をひとしくいたします關係等によつて、ここに特異なる貨物の輸送を要請してゐることはないような状態にあるのであります。かような點から考へてみた場合に、まず港灣の状況においては、宇和

島港のごときはすでにポンツーンさへ不完全である。しかも船舶は沖がかりの状況であつて、荷役状況においても旅客、状況においても、未だ棧橋等も完全でなく、従つて北西の風に對する港内施設及び陸上の倉庫、上屋等の施設も不完備でございます。八幡濱港も宇和島港のごときではございませんが、同じく潮流、風波、氣候等の條件に對する港灣の修築及び陸上における上屋の施設、港内浚渫の状況等に至つては、これが十分に適合しておらない。かような實態であつて、千トンの貨客船をここに繋留いたしますには、まずもつて港灣施設の増充をはかつていかなければならぬのであります。これは兩港とも同じ條件に置かれております。大分港におきましては、一應港灣の修築はできておりますが、一部まだ手を入れるべき必要が殘されております。陸上施設におきまして、臨港線のごときものはまだ敷かれておりません。かような状況で、現行の民營會社はZ型の定期航路を開始いたしてゐるのであります。ここでまず省がこれを開設するといひますならば、臨港線の設備及び貨車航路に對する根本的な港灣の施設を施していかなければなりません。しかも貨車航路を行うといひますならば、直通航路でなければなりません。このZ型におけるところの貨車航路はなし得られぬのであります。しかしここにかりに今申す通りに省營の航路を開始いたしまして、貨車航路以外の旅客だけの、いわゆるメーブルポートだけをここに動かすといふこと、いたすならば、まずもつて船舶を用意いたさなければなりません。しかも一説においては宇高連絡船のごとく廢棄船をもつて代船とすればいいじやないかという御議論もあるかとも存じますが豐後海峽における潮流及び氣候等の關係を考慮するならば、現行平水航路にあるものを、豐後海峽のごときところに配船いたした場合におきましては、相當なる船舶の改善を行わなければなりません。五百トン以上の船舶を繋留いたし、また千トン以上の船舶を繋留いたし、ポンツーン並びにその他の港灣の浚渫等もいたし、兩方とも改善をいたす必要がございます。かような狀態でございまして、直通航路を行うについては、いわゆる省營の貨車航路及び旅客を直通いたす面におきましては、二港と二港、一港と一港、すなわち對岸と對岸をつなぐのであります。Z型においてはその意味をなさぬのであります。しかるにその後運輸省に參つております電報及び陳情書においては、絶対にZ型コースを考慮しなければいけない。すなわち對岸と對岸の直通的なイレクト、コースではいけないという陳情が參つておるのであります。これはすなわち省營航路の最も必要とする條件を阻却されておるのでございます。かような見地から考へてみる場合におきまして、私はまず四國にとつて何が一番必要な問題であるかと申しますならば、四國循環鐵道を一日も早く開通する、すなわち久禮、吉野生間、この殘つておる線を一日も早く開通するということであると思ひます。これを開通して旅客の交流をいたし、旅客の便をはかるとともに、はたして今後において石炭の輸送が現行三津濱等においてこれを荷揚げしておりますことが最も條件に適合しておるかどうかを考えなければならぬのであります。愛媛縣におきましては高濱港、三津濱港等、すなわち松山港、三津濱港、宇和島港、八幡濱港、宿毛港、この西部五港に對して、そのいずれが一番適當な港であるかというのを考えまして、まず中心的に適當な港を選擇して順次港灣の改修を行い、陸上施設を完備していきまうとともに、その四國循環鐵道を完備いたすということにならなければなりません。今かりに土佐より松山までの鐵道が開通いたしたといたしましても、千五百トン級の船舶が高濱より別府にダイレクト、コースで参りました場合には、おむね旅客はこの船舶に吸收されるというのを承つたのであります。従つてまず四國循環鐵道に運輸省は力を入れてこれを開通いたすということが第一である。第二は、省營航路を開設するといふことは別の問題といたしましても、ここにおいてまず各港とも漸次機械的に港灣の改修をいたしその港灣機能を完備いたすということが必要でございます。この點に鑑みましてまず八幡濱港、宇和島港の浚渫、棧橋及び岸壁の築設等、さらに進んで資材及び財政が許すならば臨港線を考慮いたしていかなければなりません。大分港におきましては、まず臨港線を整備いたします。すなわち、やや港灣の形態を整えます。これに上屋施設をさらに完備いたします。すなわち、大體において港灣の形態は整うと思ふのであります。かような狀態を考慮いたしますときにおきましては、まずもつて九、四連絡船航路は切實なる地方民の要望であるとは申しながら、國民の財政面及び資材の面から考へまして、なかつて申し上げたいことは來年度豫算よりその會計において、收支の均衡を保つことを得ざることはなるべく差控へよとの意見をその筋から受取つておるのであります。鐵道のごときは七箇年間に獨立採算制をもつて收支の均衡を整えるよう命じられる次第でありまして、ここに命じておるのであります。四國循環鐵道においてまず第一に私は四國循環鐵道を一日も早く完成していくと同時に、四國におきまうところの八幡濱、宇和島、松山港の整備を整えまうとともに、先に申した大分港の整備をいたしていかなければならぬと考へるのであります。従つて別府港において別の觀點より實行しなければならぬといふような陳情もございまして、これと兼ね合せての港灣を考へていかなければならぬと考へておる次第でございます。豫算の面、財政の面から見まして、ただちにこの切實なる兩縣民の御意向にこたへることをなし得ない今日の實態であることと御了承願うとともに、運輸省といたしましては、港灣行政に關してのことに熱心なる御鞭撻の辭を併せて御報告の中に織り込まれておりましたが、私は日本全體の各種港灣に對して、來年度から、いかに財政が困難といへども、機械的に必要のもの及び緊急缺くべからざるものものは港灣施設の改良を全面的に取入れたいと思ひまして、海運當局等で目下調査を進めつつある實態でございます。臨港に關するところのいわゆる陸上施設に關しましては、施設局においてそれ／＼考慮をいたすように命じておるのであります。右のような狀態でございまして、遺憾ながら九、四連絡を今日だちに開始いたすことの實態に至らないことをここに申し上げるとともに、まず四國循環鐵道及び港灣の施設に來年度より取りかかりたいと考へておる次第でございます。なお參議院における概況を申し上げますならば、參議院は大體において私どものこの意見を了承されまして、請願に對する態度を御決定されたと委員長から承つておる次第であります。今申し上げました通りに、繰返し申します。が、來年度よりは港灣の施設に力を入れていきたいと考へます。地元民の切實なるところの御要望もありませんし、連絡船そのものよりも、まずもつて港灣の施設を考へるのが先であります。かように考へて、この豫算を計上いたしたいと考へておるようなわけでございまして。しからば現行航路はそのまま放置するかと申しますならば、五百トン内外の船をもちましてこれで命令航路を開始して、定期的に確實に運賃いたし、さらに會社の内容等を調査いたしましたところ、會社當局では一千トンの新船を配船する用意があると申してきておるのであります。かくいたしますならば、旅客及び輸送面においては今よりさらに改善をいたしますと同時に、會社自體においては鐵道との間に連絡設備をいたしますとともに、つとめて地方團體間に摩擦なきように考慮いたし、この緊急なる連絡のもとに、民營をして眞に要請にこたへしむるやうに強い要望をつけて、命令航路を完備いたさうといたしておるやうな次第でございます。かくいたしましてその運航の經過を見ました結果、萬一會社が多少命令に違反してこれを怠ることがあり、さらに警告をいたしてもこれを繰返すときにおきましては、斷固會社に命令航路の廢止を命じますとともに、將來運輸省に

おきまして適當なる處置を考慮いたしていきたくお考へておるのでございませう。右のように大體私どもの調査いたしました結果を報告いたしまして、これに對する方針を決定いたしました次第でございませう。以上九・四連絡に對する政府の意見を明らかにいたしまして、當委員會の適當なる御判斷に御一任いたしたいと存する次第であります。

○高橋(英)委員 たいへん理路整然たる御説明を聴きまして大いに了解したと申し上げたのであります。けれども、それ／＼了解がでなくなりまして、それで少しばかり質問をお許し願ひたいと思つたので、ただいま最後に言われまして、この省議の決定、これはいつ行われたのであります。それから政府の方に御注意を促したいのであります。たゞ／＼條件とか地方問題というふうなお言葉が出たようでありまうけれども、九州四國の省議連絡航路開闢問題は、決して一地方の問題ではない。これは私が申し上げるまでもなく、四國と九州を結ぶということ、は、全日本の問題であります。地方民としては、九・四連絡航路が開闢されました際には、はたしてその基地にならうとする港が繁榮するかもしれない。すなわち地方民の局部問題としては、はたして幸福であるかどうかといふことは、これまた疑問に思つておるのであります。たとえば旅館業のごときは、高松でも、宇野でも、御承知のように通過港となるわけで、決してこれを希望してないのであります。地方がこれのために利益を得るか得ないかといふ問題ではないのであります。全日本の經濟問題、全日本の交通問題に非常に重大な影響があるのであつて、これは關門の連絡の問題、青函の連絡の問題、古くは關釜の連絡の問題と同様なのであります。一高松の問題でも、宇野の問題でもなく、一岡山、香川縣の問題でもないものであります。日本全體の國家的の大問題でありますから、數多い諸議員の中でも特に實地調査にも派遣されたと思つたのであります。が、さういふ點について、私は一地方の問題だとか、宇和島とか、八幡濱とか、愛媛縣、大分縣とかいふことにこだわるのはどうかと思つたのであります。基地の問題としても、宇和島とか八幡濱とかさういふ問題ではないのであります。また八幡濱に學校を建てるとか、宇和島に學校を建てるとか、さういふふうな問題とはまた違つたのであります。その點よく御認識くださることをお願いしまして、先ほど申し上げました省議の決定といふのは、いづころであります。それをお聴きしておきたいと思つたのであります。

○田中(源)政府委員 お答え申し上げます。私の先ほど申しましたことは、もちろん高橋委員と同感なのであります。日本經濟興隆の經濟交通の觀點から立ちまして、その中における細分的な、いわゆる基地問題を取上げて論じたのでございまして、その點は御了承をお願いしたいと思つたのであります。もつとも日本の交通經濟といふ港、とを結ぶという意味でなくして、それらの大きな觀點から見まして、先ほど申し上げましたように、貨車航送をいたすといふし、ここにそれだけの特定の施設を要するのであります。それは申すまでもなく、あなたと同一意見のもとに立つて申し上げ

たことを御了承願ひたいと思つたのであります。第二點の省議の決定を申し上げます。このことは、省議として確實に決定をしたといふわけではございませうけれども、私は私の調査事項を他の重要な諸問題とともに前大臣當時に報告をいたしました。その線に關していくといふことを大體取りきめたのでございませう。これは日時はまだ先月の月初めころであつたかと思つたので、私の調査報告事項に基いて大體その線で行くといふことにいたしました。さういふわけでありませう。

○高橋(英)委員 たいだいまの御答辭の、運輸省の方針が決定されたのが十月初めといふことになりまうと、これは現地視察の委員が出発せられるよりも前のことにならう。もしそうであつたならば、なぜその點についての警告を發せられなかつたか。私はさういふように聞いておらないのであります。この現地視察の問題が運輸委員會で問題になつたのであるが、原則として現地視察を差し止めるという禁止事項になつておりました。それにひつかつてほとんど不可能であつたのでありますけれども、絕對的に現地視察を必要とするという問題の重要性から、結局運輸委員會は認めてくれた。その運輸委員會が認めてくれました経過のうち、前古米地運輸大臣に、運輸委員會の人がこの派遣の必要性の有無について質問をしたのであります。ところが大臣は、九・四連絡航路の開闢は結局はこれにやらないければならぬ問題であるが、いろいろ問題が錯雜しておるから、現地に運輸委員に出張してもらつて、その視察の結果、報告を聞いた上から、政府の態度、運輸省の態度を決定

したいと思つた。九・四連絡を實現するよう決定したいと言つたのであります。が、政府の腹がきまつておるのなら、今から行かなくてもよい、いやなとか言つたさうであります。しかし、とにかくいろいろ複雑な問題があるから、ぜひやつてもらふように大臣としても希望するといふことを言われておる。従つて私の方は、この現地調査委員の報告があつて後に、その報告に基いて運輸委員會の態度を決定する、あのものにもんで從來方針が一定せなかつたと稱せられるこの問題が、決定されるものと信じていたのであります。

もし出發前にきまつておつたのならば、先ほど申し上げましたように、運輸省がさういふように決定しておるのだから、いまさら視察しなくてもよろうと言つてもえたらうと思つたのであります。この點は政務次官の思い違ひであると思つたのであります。委員連中が歸られてからきめられたと思つたのでありますけれども、もしそうであるといふならば、前者の場合でもむろんいかんと思つたけれども、後者の場合だとおいかんと思つた。大臣の言葉ばかり私は言質として言うのではないのでありますけれども、とにかく常任委員といふものが從來の委員會の性質と違つてきておるといふことは、私が説明するまでもない。常任委員會の重要性をお認めになつてくださいませう。すなわち國會で禁止的な決定事項になつておりました現地派遣を、わざ／＼あえてせしめたところのこの軍大なる現地視察の報告を聞いた上で決定せられても、未だ遅しとはしなかつたと思つたのであります。これは明らかに現地視察委員を輕視し、侮辱

し、ひいてはこの常任委員會、運輸委員會といふものを輕視せられ、無視せられておるのではないかと私は思ふのであります。すでに決定しておつたものであるなら何を言はんやでありますけれども、政務次官が就任後からでも相當の時日が経つておるのであります。が、われ／＼その間陳情に陳情を續けるし、この問題が検討されておる最後の仕上げとして、委員會が現地視察に行つたその報告を待たずして、それほど長い間決定せずにおつたものを急遽決定されるということなら、私は非常な筋が違つておるはしないかと思つたのであります。これはいかなるお考へでありますか。常任委員會といふもの、もしくは現地視察委員といふものに對する輕視とか無視とか、さういふふうな傾向が含まれておるところの決定であるのではないか、やり方であるのではないかといふことについて、次官の御説明を煩わしいと思ひます。

○田中(源)政府委員 お答え申し上げます。私は月初めに申しましたが、月末二十日過ぎでなかつたかといふ今川村君の注意があつたのですけれども、當日は川村君もたしか出ておられたと思つたので、その記憶は私が先ほど申し上げたように、日子を見まして申し上げるを申ししたやうなわけでございます。しかしいづれにせよ、衆議院の常任委員會において調査中に政府が決定するといふことは越權でないか、これを無視してゐるのではないか、さういふ意圖をもつておらないかといふことも今申されたのであります。が、參議院では早くにこの諸願が委員會にかかりまして、しば／＼意見を求められましたので

を、私はもう少し時日を延ばしてもらつた方がよいというので、参議院の方に数回待つてもらつて——しかし参議院の方からもうすでに答辯を催促されておりますし、從つて大臣に報告をいたしましてその線はきまつておりますから、これによりまして参議院の委員会におきまして、お答えを申し上げたような次第であります。私は決して常任委員会を無視したというような考えは一切もつておりません。またこれを無視した行動に出ておらないことを御了解願ひたいのであります。すなわちわれ／＼の意見はどうかと聞かれましたる場合におきましては、一定の心構えをもつてそれに對する用意をいたしておかなければならぬので、これをいたしまして、調査事項と概念を参議院に申し上げた次第でございます。國會と行政府とはおの／＼獨立をいたしております點でございまして、國會から意見を求められたるに對して、私は意見を申し上げるに止まつておりまして、國會の常任委員会を無視したというような行動には、私は一切出ておらぬと思つております。この點を特に御了解願ひまして、國會は國會獨自の立場において御意見を御決定願ひまするならば結構でございます。ただ私どもの意見を徴せられる場合におきましての過程をいたしまして、右のような處置をいたしました次第でございますから、この點は重ねて御了承願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 私は参議院で意見を發表せられたことがいいとか悪いとか言つたのではないのです。省議を決定されたのは越權だとは申しません。むしろ行政府としての合法的な權利の行使であります。しかし運輸委員會がこの問題を重大に取扱つたということは最初からわかる。そしてそれがためにやつておるその委員會の報告に基いて、それを一つの材料として、最後の運輸省の態度を決定しようという立場になられるのが私は民主的ではない。新常任委員會制度の正常な運営に對する政府の態度でないか。かように考へておるのであります。参議院で御意見を御發表になる場合に、眞にさうにお考えになつておられたのであります。ならば、まだ意見が決定してないから、今研究中だと御答辯になればいい。参議院で省としての御意見を御發表になることが悪いというふうなことを私は申し上げたのではない。ただ省の方の意見が二つにわかれておるとか、いろ／＼複雑な事情があつて決定しないところの意見を決定せしむるために、あらゆる方策が施されておつた。あらゆる努力が費されておるのであるから、その努力が終つてから後、この意見を決定せられても未だ遅くはなかつた。参議院に對しても、衆議院の方から現地視察が行つておる、それに對する衆議院の報告、さういふものを讀んだ上で、政府はこの問題に對する最後の態度を決定しようと思つて、と答辯せられたところで私は差支ないと思ふ。参議院で御答辯になつたことをとやかく申すのではない。省議の決定について、この運輸委員會の特派した——國會が特に派遣したところのこの調査事項を参考とせしなくとも決定ができるという材料が集まつておつたではあります。しかし、しかし、調査の結果、その結論なんというものは大して重視する必要がない問題だといふふうなところに結論づけられておる。それがあつたのであります。しかしこれにはいろ／＼な事情があつて、さうなことになつたのであつて、國民の代表者であり、民主主義のチャンスピオである政務次官が、決してさうな委員會の輕視、あるいは民論に對する侮辱、さういふふうなことをお考えになつたものではないと思ひますから、この點についてはこれ以上追究はいたしません。が、しかしこの問題については、私は政務次官の御態度に非常に遺憾とする點が多々あるのであります。

○正木委員長 委員長からこの際各位にお話いたしました。ただいま議題になつております件については、委員各位も現地調査報告を十分承り、また行政府である政府の意見も聴取したのでありますから、われ／＼委員會は委員會としての立場で、この問題を扱うことにしまして、次の議題に進みたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○高橋(英)委員 私も異議はありませんが、これから本論にはいつて、百條くらの質問をしたいと思ひますが、時間もうなつておりますし……

○正木委員長 高橋君にお話します。が、もしあなたがいろ／＼の意見があるならば、委員會は委員會の獨自の立場でこれをきめるべきでありますから、月曜日は午前十時より委員會を開きますので、その席であつたから聴くことにしてはいかがですか。

○高橋(英)委員 先日委員長にお任せしましたので、私が意見を申し上げないでも、すでに御了解であつた一言

も申し上げません。それともまだ御了解したい點があるということになつて、私の發言の必要があります。要するに、私の發言させていただきます。要するに、目的は國家民衆のためこの問題が公正妥當に解決されることを希望しておるのでありますから、政府の御努力、委員會の御努力によつて、その目的の達成すれば、あつていふことを言ふ必要はないのであります。もう百箇條くらいやつても、政務次官もなかなか能幹の方ですから、私とやつておつたら二日も三日もかかると思ひますから、その點は政府の方に對しても、委員會の方に對しても、滿幅の信頼を捧げまして、適當に委員長、その他の委員の方々の御指示に従ひたいと思ひます。

○正木委員長 原形君より日程一四、舊鶴見臨港鐵道は三鐵道拂下げに關する請願、金光義邦君は二名紹介、文書第三三〇號について發言を求められております。この際これを許します。原形君。

○原形委員 日程第一四の舊鶴見臨港鐵道は三鐵道拂下げに關する請願につきまして、先ほど井谷委員よりその趣旨を御紹介に相なつたのであります。が、これと同様な、つまり戰爭中強制的買収され、しかも戰爭目的遂行のためという名目のもとに、私有財産とも言うべき株式會社の鐵道會社を強制的に買収された。その鐵道のうち請願の出しておりますものが、約十二件ございまして、この中で第一四に關連いたしまして、根幹は全部同じでございますから、一言申し上げまして、強制的買収されたことに同情すべき鐵道に對して、委員の方々の御同情と御賛成を

賜わり、また政府の同情ある御答辯を賜わりたく、ここに發言する次第であります。

いまさら申すまでもなく、わが國の鐵道は、初めは民營でありまして、それが日露戰爭の後、すなわち明治三十九年に主要幹線はことごとく國有鐵道に相なつたのであります。しかもその當時買収されました民間の會社が、日本鐵道、あるいは山陽鐵道初め、十七會社が強制的買収をされております。これが日本の鐵道の基礎をなしたことは御承知の通りでございます。國有鐵道法の第一條には「一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鐵道ハ此ノ限リニ在ラス」とあります。すなわち、幹線の鐵道はすべて國有とするのであります。が、支線に關しましては、その限りにあらずという條文でございます。しかも所々の支線までも政府は買収いたしました。ほとんど餘すところ鐵道の國有化をはかつたのであります。これが特に顯著と相なりましたのは昭和十七、八年でございます。これは先ほども申し上げました戰爭目的のためという名目のもとに——しかも地方鐵道法第三十條の規定は、政府が買収せんとする場合は、地方鐵道はこれを拒むことを得ないという強制的な條文があるものであります。それを盾にとりまして、戰爭中においては地方鐵道をわずか電話一本で呼び出して、これを強制的に買収したことがあつたのであります。そのうち現在請願になつておりますものは約十二社あるのであります。しかも戰爭中に買収されました買収方法なるものは、非常に理ふじんと申すと語弊があるかもしれ

ませんが、理ふじんな買収方法によつて買収されております。地方鐵道法による買収価格は、五分利還元の方針によつて計算されております。ところが、その會社に對しましては、公債を與えたのでありますが、五分利の公債ではなくて、表面とは違つた三分利の公債を與えて、しかもその公債というのは、全部登録公債であつて、賣買を禁止し、今日まで買収されたその會社というものは、會社だけ存続しておるというふうな、まことにおかしい形で、今なおその會社は存続し、その公債を今なお持つておるような状態でありまゝ。會社と申しまして、皆地方的なことでありまゝで、地方の株主というものは非常にたくさんの方が零細な株をもつております。でありますから、地方民が地方の開發のために大事な自分の金を株にかえておるのであります。つまり地方民の私有財産と申すことができると思ふのであります。それが形が公債にかへられて、登録になつて賣買もできず、どうにもならぬというやうなぐづけの、また換言すれば人の財産をくづつてにたというやうな形も見えるのでございませう。地方鐵道というものは從來といへども、單に營利目的ばかりでできたものではなく、地方民の福利のために、地方民の輿論の起るところによつてその鐵道ができたのが非常に多いのであります。またこの地方の鐵道は會社が起きましても利益配當といふものは五年や六年ではできない、ひどい會社になると十年、二十年も粒々辛苦して、會社がようやく一本立ちになつて配當ができて、よくなつたといふときになつて、政府に強制買収されたとい

うやうな、はなはだ同情すべき立場にあるのでございませう。私も委員としまして、この陳情を受けまして、なるほどお氣の毒であるといふことを痛切に感じて、先ほど井谷さんが紹介されたことに對して、ここに附け加えた次第であります。さらに從來とも地方鐵道は實際營利目的ばかりでやつておるのではなく、いろいろその地方の開發のために盡力しておる點が非常に多いのであります。たとえば箱根鐵道、その他各鐵道のやつておる地方開發のための觀光施設も、その地方鐵道の方によつてなされ、その地方がそのために發展しておる、こういう利點もあるものであります。今まで地方の鐵道は、政府に對するこのような請願につきましては、一昨年以来數回やつております。特に第九十議會、第九十一議會におきましてもこの請願は採擇されておるのであります。が、採擇のみで實際にはこれが還元といふものは未だ一つも許されてないやうでございませう。萬一これが還元されるやうな場合において、問題は鐵道の評價であります。が、理窟から言いますならば、戰爭中にくづつてにた登録公債、さらにまたその後政府が施設した特殊施設を評價するに對して返すのが當然であると思ふのであります。現在のインフレーションにおきまして、私設鐵道の評價額といふものはおそろしく非常な額に上ると思ふのであります。その評價額によつてこれを萬一還元するといふし、またも、還元されてはまことに理窟にも合わぬといふことになるだらうと思ふのであります。それから戰爭中買収したその基準といふものは、大體これが財産の評價ではなくて、過去三箇年

間の經營の収益率によつて、それを二十倍するといふやうな形で拂下價格をきめたのであります。それは資産の評價ではないのであります。そこに私は非常におかしな點があるだらうと思ふのであります。資産の評價をもとにして拂下げを決定するならば、それは現在の時價で返すといふことも理窟はまた立つのであります。これを拂下げする場合におきましては、當然に妥當なる値段で、つまり戰爭中に強制買収された基準値段を考慮に入れた妥當な値段で拂下げるのが適當だらうと思ふのであります。ちやうど現在國鐵の赤字でありますし、また獨立採算制というものが言われておりますし、鐵道の立ち上りのためにもさうなローカル・カラーの非常に強い地方鐵道は、主として幹線でない、主要物資を運ぶといふ線でもないならば、できるだけ地方民のために、これを拂下げ、やつてほしいといふことは、私は請願を交付して同感する次第であります。大體の趣旨を先ほどの井谷委員の説明に附け加えて申したのであります。が、委員の方々もどうか本趣旨に御賛同下さいまして、御採擇あらんことをお願い申し上げます。戰爭中に買収したのは買収する法規によつてしたのでございませうから、これを拂下げする場合には、また法律によつてしなければならぬと思ふのであります。政府としてははたしてこの拂下げの法律を出しになる御意思があるかどうか。また場合によりましては、委員會においてもさういふやうな法律を出し、これをしてもいいじやないかと私は思ふのであります。實際戰爭中みじめなものでむしりとられたやうな行き方をとつ

た私設鐵道に同情する餘り、ここに申し上げる次第であります。委員各位におかれましては、各私鐵の拂下げの請願が出ておりますが、何とぞ御同情のあらんことをお願い申し上げて趣旨を明を申し上げます。

○田中(源)政府委員 時間の關係もありまゝで、要點だけを簡潔に申し上げますから、その點お許しを願ひたいと思ひます。戰時中に強制買収したのとは總動員法に基き買収であるといふこととて、これは絕對に總動員法によつて買収したものでなく、あくまでも地方鐵道買収法によつて買収算定價格を出し、その當時の利益配分等を査定いたしました。それによる登録公債を發行した次第でございませう。従つてその各買収路線名及び現在保有手持登録公債の量等を記載いたしました資料等は、當委員會に御配付申し上げたはずだと存じております。もし未済でございませうならば、あらためて資料を月曜日に御配付申し上げます。

第二點につきましては、買収價格は今申した地方鐵道の買収算定法によつてやつたのであります。當初は五分利の附公債を出すつもりでございまして、が、累次金利の情勢が變更されておる。この點請願書の裏面に記載されておるやうに三分の利率によつていたしております。しかしその登録公債は大部分すでに登録から除外をいたしております。各手持の公債は多くても大きなたかと記憶いたしておりますが、詳細の數字は追つて申し上げます。次にこれを拂下げる問題でございま

するが、現在實質におきまして、戰爭後において相當國有鐵道との關連事項の面におきまして、施設等ともいいたしておるものもありまして、もしこの鐵道を拂下げますならば、たとえばその間に廣軌部の所在地は、一々社に對して社線の線路を使用するところの使用料を拂つていかなければならぬといふ實際も出てきております。なおかつ運輸上において、どうして避くべからざる實際にある線になつておるものもございませう。またたとえば九州の添田線等のごとき、あるいは小倉鐵道のごときは、今日重要な問題になつております。石炭の輸送面において、缺くべからざる重要な地位を占めておるやうな實際になつておる。い、わんや鶴見臨港線のごときにおきましても、すでに諸般の設備をかえまして、來月からは相當輸送力を増強するやうにもいたしておるやうなわけでございます。南部鐵道もさうな状況になつております。さういふ状況で、今日これを拂下げますならば、いかなる拂下げの基準をきめてこれをするか。すなわち今、原委員の仰せられたごとくに、現行の鐵道買収法によるものに、その後において政府が投じた建設改良費等を加算いたし、そして利益配分を見て、その上によつて算定すればいいじやないかといふ御議論が出ておりますけれども、まづもつて算定の基礎を確立いたさなければなりません。同時にこれを拂下げた場合においては、單行法をここに出すなければならぬことは當然のこととて、ございませう。ただいま私が申し上げました通りに、日本の現在の狀態においてこれを民營に移すべきものでない。あくまで

も國鐵として、その足らざるところは改良いたしました。國鐵の一環としての重要な輸送の役割を果さなければならぬという見地から、省議を開きまして、とにかく拂下げをしないということに大體議決いたしました次第でございます。さういふわけであります。もちろん拂下げに關する法律を當議會もしくは來議會に出す考えは今もつておりません。また政府といたしまして、この問題は重要な問題でございます。かつこれらの關係の従業員は、全部反對を唱えておるので、陳情書をもつてまいつております。小倉鐵道も現地において反對の陳情をしており、添田線、南部線、この三線の關係の従業員が、政府の態度は拂下げするのかもしれないのかどうか。それがために従業員は動搖するといつて、強い反對の決議を手交されたような次第であります。今申したような政府の所信を従業員に申しまして、一意輸送力の増強に協力いたすように申しておる次第でございます。全面的に今拂下げには政府としては反對をいたしておる次第であります。さらに申しますが、かりにこれを拂下げいたしましたも、今の資材及び労働條件その他をもちまして、民間企業として私は完全な運営ができるかできぬかということも懸念いたしておりますので、右のような觀點から、これは拂下げしないように決定しておる次第であります。この點どうか御了承を願います。

○正木委員長 本日はこれをもつて散會します。

午後五時四十二分散會

(參照) 船舶法及び船舶安全法の一部を

改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

船舶法及び船舶安全法の關係省令中には、法律の委任に基かない所謂警察命令及び命令を以て規定された罰則等が相當含まれており、これらは新憲法の施行と共に直ちに且つ當然にその效力を失ふべきところ、一般的経過措置として本年十二月末日まで法律と同一の效力を有するものとして存続せしめられていたが、種々の事情により、いずれも明年一月一日以後においても存続せしめる必要があるもので、これらを法律に直接規定し、又は法律に委任の根據を設ける等の措置を行わんとするものであり、併せて附隨的に現下の物價事情等に鑑み、罰則中財産刑の限度を引上げるとともに、舊刑法及び舊地方制當時の條文の字句を改正せんとするものである。

二、議案の可決理由

本案に含まれる法律に基かない規定及び罰則等は、諸般の事情よりして明年一月一日以後においても引續きこれを存続せしめる必要があるもので本案通り改正するのは妥當と認め、且つ附隨的改正たる財産刑の増額も現下の物價事情に徴し、これを適當と認め原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十二月六日

運輸及び交通委員長 正木 清

衆議院議長松岡鈞吉殿